

平成24年9月10日（月曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

平成24年第3回松島町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（17名）

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	（欠番）	6番	高橋利典君
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	阿部幸夫君	18番	櫻井公一君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	高平功悦君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長	亀井純君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野茂君
危機管理監兼 環境防災班長	阿部祐一君
震災復興対策監	小松良一君
総務管理班長	佐藤進君

教 育 長 小 池 満 君
教 育 課 長 櫻 井 光 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 一 夫 主 幹 佐々木 弘 子

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 4 年 9 月 1 0 日 (月曜日) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〳 第 2 議案第 6 0 号 松島町東日本大震災復興特別区域法第 2 8 条第 1 項の規定に基づく
準則を定める条例の制定について
- 〳 第 3 議案第 6 1 号 松島町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税
免除に関する条例の制定について
- 〳 第 4 議案第 6 2 号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〳 第 5 議案第 6 3 号 工事請負契約の締結について
- 〳 第 6 議案第 6 4 号 平成 2 4 年度松島町一般会計補正予算 (第 4 号) について
- 〳 第 7 議案第 6 5 号 平成 2 4 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) に
ついて
- 〳 第 8 議案第 6 6 号 平成 2 4 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) に
ついて
- 〳 第 9 議案第 6 7 号 平成 2 4 年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 〳 第 1 0 議案第 6 8 号 平成 2 4 年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)
について
- 〳 第 1 1 議案第 6 9 号 平成 2 4 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 〳 第 1 2 議案第 7 0 号 平成 2 4 年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算 (第 1 号)
について
- 〳 第 1 3 議案第 7 1 号 平成 2 4 年度松島町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) に
ついて
- 〳 第 1 4 議案第 7 2 号 平成 2 4 年度松島町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について
- 〳 第 1 5 議案第 8 2 号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

Ⅱ 第16 議案第83号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成24年第3回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせをいたします。松島町

ほか1名の皆様です。

それから、12番太齋雅一議員、所要のためおけると報告が入っております。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、2番佐藤皓一議員、3番高橋辰郎議員を指名します。

次に、日程第2に入るわけですが、ここで議案第64号平成24年度一般会計補正予算（第4号）の事項別明細書に、補正予算給与費明細書の印刷漏れがあり、差しかえをしたい旨の申し出がありました。その申し出について、差しかえの許可をし、議員の皆様には先日正式な事項別明細書が配付されております。この差しかえ内容について、町長より説明をさせます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今回の議案第64号平成24年度一般会計補正予算（第4号）歳入歳出補正予算事項別明細書において、印刷ミスにより補正予算給与費明細書が抜けておりました。大変申しわけございませんでした。

○議長（櫻井公一君） 説明が終わりました。

日程第2 議案第60号 松島町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

○議長（櫻井公一君） それでは、日程第2に入ります。

日程第2、議案第60号松島町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題とします。

先日、議案の朗読と提案理由の説明が終わっておりますが、ここで補足説明をしたい旨の申し出がありました。議長としてはこれを許したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

それでは、議案の補足説明をさせます。小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） それでは、松島町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例について補足説明をさせていただきます。

条例に関する説明資料により説明をさせていただきます。

まず、第1条、趣旨といたしましては、東日本大震災特別区域法第28条第1項に基づく復興産業集積区域緑地率の緩和などの特例措置を適用させるためには、既存の工場立地法準則にかえて適用すべき準則を市町村が条例で制定する必要があるとございます。つまり、現行では工場の敷地面積に対する緑地率などの割合は、工場立地法の準則で定められております。この準則では、緑地及び環境施設の敷地面に対する割合が25%以上とすることになっております。これに対して、東日本大震災特別区域法における規制緩和として、特区法28条第1項において認定を受けた復興推進計画に基づく復興産業集積区域において、工場立地法準則にかえて適用すべき準則を定めることができることとなっております。

本町においても、平成24年5月25日に緑地率等の規制緩和を追加した認定復興推進計画、これは民間投資促進特区（ものづくり産業版）の変更認定を受けておりまして、それに基づき、松島町の復興産業集積区域において特例措置を適用させるために、工場立地法準則にかえて適用すべき準則を条例で定めるものでございます。

第2条の定義につきましては、条例において使用する用語を、工場立地法において使用する用語の例によるものとしております。別紙資料にも記載しておりますが、例えば、緑地については、樹木が育成する区画された土地等。低木または芝等、除草の手入れがなされているものとなります。また、環境施設とは、噴水、水流、池などの集計施設。屋外運動場、広場、屋内運動場、供用文化施設等となります。

第3条の区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合となりますが、別表に示すとおり、区域の範囲につきましては、認定復興推進計画に定める9つの復興産業集積区域となっております。復興産業集積区域につきましては、別途資料として図面を添付しております。これらの範囲における緑地面積と環境施設面積の敷地面積に対する割合をそれぞれ1%以上に設定しております。これまでは、工場立地法準則により、敷地面積に対する緑地等の面積が、基本的には25%以上設けることになっておりました。この規制を緩和して、新規立地企業の進出や設備投資を促すようにする目的でございます。

続きまして、附則となりますが、施行期日は公布の日から施行するものです。この附則につ

きましても、工場立地法施行日は昭和49年3月31日付であり、経過措置が適用された昭和49年6月28日時点で既に設置されている、または設置のために工事が行われている工場または事業所を、既存工場等として緑地及び環境施設の面積の算定方法について、工場立地法の準則にかえて、本条例においても定めております。

今回の条例制定について、簡略化した資料を添付しております。次ページのA4横長の資料をごらんいただきたいと思っております。

下の図でございます。左側が現行の工場立地法での規制となりますが、企業側としては、駐車場の不足、倉庫の不足、事務所の拡大など、緑地率や環境施設の面積割合により、新たな進出や設備投資をしたくてもしにくい状況となっている場合があります。それを、環境施設と緑地をそれぞれ1%以上と条例で制定することにより、現行の工場立地法よりも事務所、研究施設、倉庫、駐車場などを広く使えるようになり、新たな設備投資や生産性の向上がなされ、集積区域への企業立地及び設備投資が促されるとともに、雇用の確保、定住促進、産業の活性化などによる税収確保が期待されるものと思っております。

なお、この条例は、東日本大震災災害復興特別区域法第28条第1項に基づき、復興推進計画による規制、手続の特例措置として内閣総理大臣に申請し、認定を受けた場合、緑地及び環境施設の敷地面に占める割合を、工場立地法及び企業立地促進法で定めた準則、これは平成10年大蔵省を初めとする5省で告示第1号として告示された準則でございますが、これにかえて市町村の条例に定めることができるとあり、これによるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） それでは、議案の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今説明は受けたわけでありますが、私は準則というのが大変気にかかるわけでありまして。昔は、準則が町村に流れてくる、それは政令等に準じた効力を持つものとしてあったわけでありまして、分権一括法が出てから、準則というのはなくなりましたよ。それで、けさも役場に来て見たのでありますが、自治用語辞典からも抜けているんです、準則というのは。だから、準則というのはいかなるものなのかと、私もこの工場立地法の準則を持っているんですよ。持っていて今聞いているわけでありまして、準則というのはいかなる権限のあるものなのか、まずそここのところをお聞きをしたいわけでありまして。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） まず、準則の解釈ということでございますが、私ども解釈し

ておりますのは、従来国等が示してきた市町村の条例の作成例ではないかという意味だと思っておりますが、これ以外に、守るべき決まりで規則、基準ということも意味合いとしておありまして、本件で言えば、松島町東日本大震災復興特別区域法、これは28条1項の規定に基づく決まりを定めると、そのための条例と理解、解釈させていただいております。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 決まりを定めるのであれば条例でいいわけですし、準則という表現をしなげなければならない、準則というのはいかなる権限を持つものかと、そう思うのではなく、昔はそういうふうに書いていたんですよ。私も家に法律用語辞典を持っているんですが、昔のやつは私も見てきましたら、そういうふうに書いてあるんですよ。ただ法律ではないよと、それに準じたものとして効力を持たせているんだよと、こういうふうなことです。今ないんですよ。自治用語辞典を見てもらったと思うのでありますが、ないわけ。工場立地法も、私は見て持っているのでありますが、ここでは準則という表現を使っているわけですが、工場立地法がですよ、だからその準則というのはいかなる効力を持っているものなのかと、法律をつくったら施行令があって、施行規則があって、そして昔であれば依命通達がある、行政実例があるというふうなことになったんですが、その準則というのはいかなる権限を持っているのかと。

それから、今特区法28条1項と言ったんですが、私ら特区法28条1項のやつが、私らに来ていますか、議会に。これには示されていないわけです。あなたたちだけわかって、議会はわからなくてもいいんだと、かえってわかってもらわないほうがいいんだという考えであれば、我々は議決責任があるわけでありまして、今聞いているわけでありまして。その辺をひとつお答えをいただきたい。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長（亀井 純君） まず、準則ですけれども、調べましたところ内閣府令、当時総理府令ということで12件、省令で2件、検索として引っかかってきたということでございまして、私どもとしては準則は、先ほどうちの対策監も申し上げましたように、法令を守るべき決まりというふうなことで考えております。今、自治用語辞典にもなくなっているという話でございまして、地方自治法の第1条の2の2項ですが、これを読ませていただきますと、準則という言葉はまだ残っているのではないかなと。24年版のポケット六法から私引用させていただいてしゃべらせていただいておりますが、残っております。ちょっと読ませていただきますと、全国的に、国はというところで、中段略させていただきますが、「全国的に統一

して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」ということで、準則という言葉は残っていると思っております。そちらの準則とは、国で示す全国的に統一してやったらよろしいのではないかといわれることについての事務について例を示すという意味での準則かと思いますが、工場立地法の準則は、工場立地法第4条第1項で公表が義務づけられておりますが、そちらについての準則であるということでございます。

それで、28条の1項が、特別区域法の28条の1項が議会のほうに渡っていないということでございますが、これは大変失礼申し上げたなというふうなことで、おわびするしかございません。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） その法律に基づくその考え方で、そういうふうなものを規制するんだと、であれば準則という表現が要らないんじゃないですか。町村で準則にのっとった方法で条例をつくるんだよと、こういうふうなことであれば、そうでなければ工場立地法という法律は国でしているんですよ。これを町村でそれにかえてしまうんですよ。いいんだとすれば、何に基づいていいのか、だからそういうふうなものでもって準則という表現が出てくるからおかしいのではないですかと、私はわからないから聞いているんですよ。わかるように説明してください。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長（亀井 純君） 対策監とお話ししたところと、ちょっとだぶってしまって申しわけないんですが、工場立地法第4条第1項ということで、先ほどこれは私も申し上げましたが、工場立地に関する準則等の公表による準則というのがありまして、これを東日本大震災復興特別区域法第28条第1項で、復興産業集積事業を定めた復興推進計画について、当該認定を受けた特定地方公共団体、これは市町村のことを言いますが、当該復興推進計画に定められた復興産業集積区域における製造業等に係る工場等の緑地、環境施設のそれぞれの面積、敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で工場立地法準則にかえて適用すべき準則を定めることができるということで、これを根拠にしております。皆様にお手元にお渡ししました横長のカラーのペーパーに、これらの概要が書かれております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、準則を準則というのが、大体私はわからないんですよ。この準則、工場立地法を読みますと、今言ったような「経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣

は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、次の事項につき、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則を公表する」となっている。公表するだけなんですよ。私のほうはそれを適用するわけでしょう。適用するのに準則という表現が要るのか、要らないのかと、法的根拠を知りたいと、こういうふうなことなんですよ。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長（亀井 純君） 法的根拠は、先ほどの特別区域法28条第1項でうたわれている事項であると、工場立地法準則にかえて適用すべき準則を定めることができる、条例で定めることができるとありますので、これを根拠としております。

○議長（櫻井公一君） ちょっとお待ちください。28条のこの第1項の規定という内容が、皆さんの中で資料がなくて議論されていると思いますので、ここで暫時ちょっと休憩をとりまして、その28条を印刷して今配付したいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）
それでは、暫時休憩をして資料の配付をいたします。

午前10時19分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

ちょっと時間をおきますので、少し黙読してください。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、ここで言う東日本大震災特別区域法、こういうふうなもの28条にこういうふうなものがある。であれば、こういうふうなものを出しておかなければならないんじゃないですか。議会に何も出さないで、そして言われればこうだよと、俺たちこうわかっているんだよと、こういうふうなこと自体がおかしいのではないですか。町長は議決をしてもらって初めてあなたは仕事ができるんでしょう。議決をしなければできないんですよ、仕事。そこのところを間違わないでくださいよ。いいですか。議会の議決があって初めて仕事ができると、そうすると議会と同じ情報を共有しなければならない、こういうふうなことになるのではないですか。ただ、私はこれを見ても、準則というのは引っかかるんです。準則というのはないと、自治用語辞典にもない。なければ、ここで書いた、国で定めたのかどうか分かりませんが、この準則をもってこうするんだというふうなことが、どういうふうな意味合いを持つのか、この工場立地法の5条ですか、ここのところを見ていったら、公表するとだけなっている、公表すると。これもそういうことで、公表するだけですか。5条にかえてこれをやるんだよと、こういうふうなことでありますから、これも5条にかえて公表

ただけでいいのかですね。これは適用させるんでしょう。ではないんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井企画調整課長。

○企画調整課長（亀井 純君） 工場立地法4条の1項に規定する準則、工場立地法準則ですね、こちらについては届け出ということで届け出をしていただいております。今後も準則にかわる条例というものが成立した後は、この条例に基づいて届け出はしていただく、新しく工場をつくる、または既存の工場を増床、増設するという場合は必要になるということでございます。そのときの緑地率に関しての数式等については附則に載ってございまして、これにのっとり届け出をしていただくということになります。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、この5条の関係ね、公表するとなっているのを、ただ5条にかえて、東日本大震災特別区域法で5条にかえてやるんだよというふうなことだけでしょ。5条は公表するだけです。これは適用するんでしょう。松島町の東日本大震災の何は適用するんでしょう。そうじゃないですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井企画調整課長。

○企画調整課長（亀井 純君） 工場立地法4条1項には、準則について公表すると、それで準則として、これまでですと、平成10年に大蔵ほか5省で告示第1号ということで、生産施設の敷地面積に対する割合というのが記されておまして、これに基づいて届け出をしていただいていた。それを条例で今度は1%ということで届け出をしていただくということです。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 私の聞き方が悪いんだか何だか、その、これでやめますがね、5条では公表するとなっているんです。準則を公表すると、そして準則をこう出ているわけでしょう。この適用すると、国は工場立地法に基づく考え方を、この準則で適用すると、国は。こういうふうになっているわけですか。私ら今なにしているのは、これに準ずるものとして東日本大震災特別区域法28条1項でこうするんだよと、同じことをこう書くんだよと、これに適用させるんだよと、こういうふうなことになっていくとおかしいのではないかと、こう思うわけで、今質問をさせてもらっているわけでありまして。準則のとにかく意味合いがわからない。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに、私もこの条例で出てきて、準則の考え方が尾口議員さんと同じように、今までですと地方税法とか一括法とか変わる前は、準則というのはそれをもとに

して条例をつくるとか、そういう準則なのかなということ、ここにくだい準則とか何とかとこういろいろ書いてあるので、何なのかなとは思いました、確かに。今までは準則ということですけども、それとはまた違った言葉の捉え方の準則なのかなと思われま。ですからこの中の、準則は今まであって、今はないのではないかと、用語法等はですね。ただ、企画亀井課長が言ったように、自治法でもうたっていますし、ここの東日本の28条の下のほうにも、同じように準則とかそういうのが書いてありますので、そちらのほうの準則という言い方は悪いんですけども、考え方を変えなければならないのかなということ、よくわからないという方もいると思うんですけども、私たちが行政の中で準則と言われていたのは、地方税法とかに基づいて条例を直す場合、その町の条例を基本とするのが準則で内閣府とか総務省でつくっていたのをもとにつくったのが準則という捉え方だったんですけども、これは別なほうの準則ということで、改めて考え直してということだと思います。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だとすれば、国の考え方が準則という表現を使ってはこう言うんだよというふうなことがあるのではないですか、国の関係に。そうでないかでなしに、準則というのは地方公共団体はとにかく準則はなくなったんだと、新自治用語辞典にはないんですから。だから、今副町長が言うように、そういうふうになったんだと思うんですよ。分権一括法が出てからは、準則でなく参考条例になるんですか、そういうふうなもので、法律に余り明るくない自治体には、小さい自治体もあるので参考条例を出すんだよと、こういうふうなことになったんだと思うんですよ。だから、国では準則が生きているんだとすれば、準則という考え方が何なんだというのを国の機関のやつにあるのではないですか。それがどうなんだと聞いているわけです、私。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに言われるとおり、どうなんだと言われて、一括法の前と後で変わっているその準則とは違うのかなと思います。この法律そのものも、では何に基づいて、松島町が独自につくったかという、国からの通知、あと県からの参考例に基づいてつくったのは確かです。ただ、尾口議員が言われるとおり、一括法の前準則と、なくなってこれでまたあるのは何なんだと言われると、確かになかなか理解不可能というか、難しいところはあります。ただ、県でも国でもこの準則は一括法の、くだいようですけどもあの準則、今で言う参考例とはまた違った意味合いなのかなと捉えております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これでやめます、今度でやめますが、そういうふうな準則というのはあるんだとすれば、国でそういうふうな、今までの我々地方自治体に流していた準則以外に準則という考え方があるんだとすれば、こういうふうなものを準則と言うんだよと、こういうふうなことが国であるのではないですかと私は聞いているんです。私は議会運営委員会のと看、準則というのはおかしいのではないかと10日も前に言っているんですよ。だから調べておいてくださいよと、今までの我々が考えている準則と、今副町長が言ったように、今まで我々が考えている準則と違う準則というのはあるんだよと、存在するんだよと、こういうふうなことであれば、国の機関が、準則というのはこういうものだよと、こういうふうなものがあってしかるべきなので、あるのだと思うんですよ、そうだとすれば。それを調べないで、ここにあるんだ、あそこにあるんだというようなことを言うのがおかしいのではないですかと、こういうふうなことなんですよ。これでやめますが、そこまで私は10日も前に言っているわけですから、国の機関なりどこになり電話をかけるなり、聞いて、そして議会も理解するように、できるように、そういうふうなものを整備しておく必要があるのではないかと。いいですか。私は、だからそういうふうなことで前もって言っているんですよ。きょう恥をかかせようと思って言っているわけではないんですよ。皆さんに理解をしてもらう、そして私らは議会で議決責任があるんだと、だからその議決責任を果たしたいと、こういうふうな意味合いで言っているものですから、十分その辺は理解して、いいですか、そして資料も後から出すのではなしに、こういうのだよと、国で言っている準則はこういうのだよと、それから東日本大震災の28条1項はこういうのだよと、こういうふうなものをつけて議会に出すべきだと、町長、少しその辺は職員を指導してください。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに、議会で審議していただくと、議決していただくという中では、説明不足だったということもありますので……。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 今の質疑を聞いておって、私自身もすっと腑に落ちないでいます。こういうのは、今度の震災に係る一連の流れの中で出てきた、そのこともわかる。国が言わんとする準則なるものの意味も何となく理解したいという気持ちにもなる。しかし、この今いただいた資料を見ると、この特例に関する既定により条例が定められた場合にあっては、その準則またはその条例にかえて適用すべき準則を定めることができると書いてあります。だから、通常の流れでいえば、国の法律がある、その法律の範囲内で町は条例を定めることが

できる、その条例の下に規則既定または準則が生まれてくる、施行規則なども出てくる、こういうふうに私は理解をしているんですが、まずこの私の理解、どうですか。

そして、もう1つ、今度のこの特例に関し、同じように被災を受けた他の市町村はどのように対応しているか、承知していれば教えてください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今の順番の中で、準則は条例の下にないです。準則について高橋議員は言いましたけれど、条例、規則とか要項、要領ありますけれど、その下に準則はあり得ない。ただ、今までは別な、くどくなるんですけども、その間の中に準則があるということです。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長（亀井 純君） ほかの自治体のお話でございますけれども、隣接する1町を除きまして、ほとんどの自治体はこの9月、または早いところでは6月の議会にかけて、議決をされているようでございます。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 副町長が言うのはわからないわけではないんだよ。ただ、国の法律だから、国としてその下に準則を設ける、これはいい。国の法律の下で、町が地方自治体か準則を、その法律を補完するものとして定めることができる、こうは理解しにくいんです、私は。間違っていますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 町として補完するものの準則はないと。（「ないんですね」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） だって、国の法律を曲げるための準則なんでしょう。言ってみれば原理原則からちょっと外れるんでしょう。そこはどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 国の法律に曲げるのではなくて、基づいてという形になろうかと思えます。（「いや、緊急避難的にはそういうことなんです」の声あり）

ですから、今回だけは緑地率を、幾らを今回は1にするよということです。かえてです。曲げるということではなくて、かえてと、今回だけと、特例だと思います。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） まず、またすとんといきませんが、他の市町村の例もあって、こういう

流れになっているんだということであれば、私なりにこのことを頭の中で整理をしたいと思います。でもこのことでまさか問題は起きませんよね。

○議長（櫻井公一君） 特に答弁求めますか。（「いや、いいです」の声あり）

他に質疑を受けます。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 私なりに、その質疑に入る前にその準則の話、ずっと続いているのであれなんですが、法律でこれは準則を公表することになっていると、そして東日本大震災のほうの28条の1項ですか、2項ではこれを定めることができると、準則を定めることができるんだと、こう定めているわけですから、その準則を地方自治法が定めることに私は何の問題もないと思うんですよ。そこをはっきりしておくべきじゃないかなと。それで、その準則はどこにあるんだと言っているけれど、準則はあるわけですよ、法律に基づいて。これね、工場立地に関する準則と、平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省ということで、告示第1号ということで平成10年に出して、最終改正がことしの1月31日だと、6条にわたって準則がもう決まっているわけですから、これを我が町でもやっていくよと、こういうことだと思うんですよ。そういう意味で、いろいろ議論されているけれども、法律で規定されたものをここで曲げるわけには私はいかないと思うので、いいのではないかというふうに思います。

そこで、別なことをお聞きしますけれども、まず9カ所を我が町としては復興特別区域、これを設置をするということなんですけれども、実際問題として、進出する企業のめどと申しますか、そういうものについてどういうふうに今の時点で考えておられるのかということ、まずお聞きをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） まず、進出企業の話ですけれども、今回の集積区域、1地区においては、とりあえず土取り場としての活用をしたいということで、今隣地開発の許認可の最終段階に入っていると、間もなく土を出して平地を造成していきたい。その後、その延長線には、ある程度土地利用を図りたいという全体計画のもとに事業を進められているところが1カ所ございます。あと、それ以外の場所では、東京エレクトロンの場所ですけれども、これについては東京エレクトロン、あと宮城県の産業立地推進課、あと松島町、これは協力体制をとりながら、いずれいついつまでにあそこから撤退するという話はまだないですけれども、いずれそれを見据えた後継企業の話も現在進めているという状況でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 1つ具体的に進んでいるものというのはあるんですか。ほんわかでもいいんですけども、具体的に進んでいるのが1つあれば、そういうのがあるのかどうか。

それから、とにかく手をかけているのが幾つかあるというのであれば、幾つぐらいあるのか、その辺を教えてください。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 今回集積区域、松島町とりあえず9カ所ほど指定させていただいておりますけれども、既存の工場等について、比較的小さい規模の部分については、復興特区のいろいろ優遇制度を活用したいということで、今県のほうと相談をしたいというところが2社ほどございます。ただ、それ以外の部分につきましては、大規模な例えば開発を想定したエリアも含まれておりますので、ちょっと熟度的にはまちまちですけれども、一通り今いろいろな企業と話をさせていただいているという状況でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それで、その5月の25日に認定を受けたということで、その前に緑地等の規制緩和を受けるための変更申請を行ったというんですが、この緑地の変更申請というのは、今後町としては1%、1%にすると、こういうことなんですが、変更する前は何%を考えていたんですか。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 現行制度で、緑地率は25%以上ということとされております。それで、既存の工場については、その25%以上ということで、その法律をクリアしているという状況でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） ですから、その災害特区法に基づいて、ものづくり産業版のこの区域を指定したわけでしょう。すると、2月の9日に認定を受けているわけなんですけれども、その時点でその緑地面積や何かというのは、もう1%なら1%という申請はできなかったんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） まず、今回は復興特区に位置づけられている産業集積区域9カ所のみ適用ということになりますので、その今回の準則で定めるという部分で、それ以前の対応はちょっと難しかったということでございます。これからの対応ということになります。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 要は、その2月の9日に最初の申請をやって認定を受けているわけですよ。ですから、その認定を受ける際に、申請の中身が最初から1%になぜしなかったんだと、こういうことをお聞きしたんですけれど。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） この法律の適用は、まずエリアを決めるというのが大前提にございます。ですから、そのエリアを決めてからということになりますので、こういったきょうの提案ということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） それで、いろいろ調べると、ほかの自治体はもうこの条例をつくって、どんどん進めているという状況があるようなんです。そういう意味でいうと、本町は9月になりましたけれども、企業誘致も含めてどんどん推進するというのであれば、他市町村に先駆けてやっぱりこういうものもどんどん条例化制定するというようなことが必要だったのではないかなと思うので、先ほど最初からそういう設定はできなかったのかということをお聞きしたわけなんです、その辺ほかと比べるとおくれたような気がするんですが、その辺には特別の理由があるんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長（亀井 純君） 6月に出されたところが半分ぐらい、9月が半分ぐらいということで、半々でございます。特段おけているということではないと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 半々ずつで、とりわけおくれたわけではないということですが、なかなか我が町としては企業が来ないと、呼び込めないと、こういう状況にあるわけですから、そのおくれたわけではないということではなくて、早目の取り組みが必要だったのではないかと、こう言いたいと、こういうことであります。

それで、その緑地の関係なんです、結局25%以上、施設の関係といわゆる緑地の関係と合わせて25%以上を確保すると、こういうこれまでの法律を、災害を受けたということで、これを小さくしていくと、こういうことになるわけですが、私はそのいかにも1%というのは、もうゼロに近いなど、こういう思いがするんですね。工場立地法の目的を読みますと、この法律は、工場立地環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施し、及び工場立地に関する準則を公表し、並びにこれらに基づき勧告、命令を行

い、もって国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とする、こういうふうに書いているわけですね。そうしますと、極めてこの準則というのは勧告、命令までいく中身になるわけですね。そういう意味では重いものだというふうに思います。しかも、その工場立地の環境保全を図るためのこの法律なんだよと、こういうふうに言っているわけで、1%というのは余りにも小さくて、それで環境の保全が今後貫いていけるんだろうかと、災害だからいたし方ないなという部分もあるんですが、その辺どのように考えておられるのか。多賀城市などを見ますと、これも決して大きくはないんですが、1%ではなくて3%ぐらいにしていると、こういうふうなこともありますので、その辺の緑地のこの面積割合1%、1%にしたということについて、どういう考えでそういうふうにされたのかということをお聞きをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長（亀井 純君） 7月に景観計画の案についてご説明申し上げて、その中にも緑豊かな森林景観と、里地里山の集落の保全継承ということがあって、その一方で25%を1%にとということで、私どもでもかなり悩みました。そんな中で、9地区の総面積を出してみたんですが、232ヘクタール、これに23%を乗じますと、1%、1%を差引いた23%で、これ53ヘクタールとなります。町土の面積が54平方キロということで、100分の1、1%が全て開発されたとして減っていくということになって、これが大きい小さいかということになるかと思うんですが、そんな中で、私どもの町として工場団地は持っていないという大きな特性があります。そういたしますと、山を削って平地を求めるわけですが、その際にのり面が出てくるであろうということで、必ずしも1%にはなっていないと、やはり10%とかのできあがりとしての緑地が確保されてしまうであろうということもありますし、それから周りが緑で囲まれているということもあって、そんなに大げさに緑地が激変していく様相ではないのではないかということで、今回他の自治体で、62.9%の自治体がこの1%を採用しているわけですが、こちらに私どもとしても入ろうというようなことで提案させていただいております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） わかりました。のり面も出るからと、理屈といえば理屈なんでしょうけれども、やっぱりそこで働く人たちの環境も含めて考えるといかがなものかなと、もう少しとっともよかったのではないかなというような気もするなと。ただ、こういう災害時の対応ということで、これは5年間ですか、5年の5年で最長10年だから、この条例の規定が最終

的に終わるのは平成33年ということになるんですか、そういうことでいいのかどうかだけ、では確認して終わります。

○議長（櫻井公一君） では、年度の確認をお願いします。小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） まず、特区法の中の優遇制度につきましては、平成23年から27年までの5カ年の間に申請した企業が、5年間の特典を受けられるということになりますので、31年度までの適用にはなりますけれども、今回の準則につきましては一応終わりは設けていないと、その最終年度である程度状況を見ながら判断をしていきたいというふうに考えています。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） そうすると、その最終年度を設けていないということになると、この条例がなくなる限り、松島町はずっとこれでいくということになるんですか。これは特区法に基づいて定めている準則なわけなので、当然今お話あったように、32年度の3月いっぱいまで終わるのではないのですか。

○議長（櫻井公一君） 確認、小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） まず、あくまでもこの法律が適用になるのは、エリアが総理大臣から認められたエリアに限定されるということになります。それで、一応最終年度、その時期を見て判断といいますか、いずれ廃止条例、用をなさなくなった部分ということで、最終的に確認された時点で廃止条例という形になると思います。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） これは目安としても持たないんですか。基本的には、私は31年度末、32年の3月ということなのかなと思って見てきたんですが、そうすると、これはもう条例の廃止のとき書いていないから、いつまでもということになるわけだよね、これがあるうちは。ちょっとそれは、考え方としてうまくないのではないかなという気がするんです。やっぱりこういう特別、幾ら特区だとは言っても、もともとの法律があるわけですから、そこにいつの時点で戻すのかということは、きちんとしておかないとうまくないのではないかなという気がするんですが、どうなんでしょうか。もう1回お願いします。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） ご承知のとおり、この特区法というからきている条例でありますので、原則的には特区法が定めている期限内ということで、私は解釈しております。今担当のほうから申しましたのは、松島が継続するまちづくりをする上で、企業誘致を継続して図ってい

くというふうなことが今前提としてありますので、その意味から新たな制度の枠組みと申しますか、誘致のメリットみたいなものをつくるとすれば、その段階で、つまり今は特区法の範囲内では1%ということですが、そこから先は原則なくなるんですが、松島町としてもっとそれを適用したいというふうに考えれば、そのときにまた議会等にお諮りしながら、その条例化を考えていくということもあり得るのかなというふうなことで答弁させていただいております。ですから、まとめますれば、これは原則あくまでも特別な措置であると、そして松島が緑の豊かな町であると、そこに誘致する工場でありますから、緑を豊かなものにしていくべきだというふうな、もっと先の前提はやっぱりあるというふうに思っておりますので、その辺も踏まえて、この特区法の期限が切れたときに議論すべき問題かというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） それでは、他に質疑を受けます。6番高橋利典議員。

○6番（高橋利典君） 今回、5月25日に変更届をして、9区域の指定になったわけですが、他にこの企業側から、こういった特区法を聞きつけて、指定の申し込みとか相談とかはなかったんでしょうか。その辺をちょっとお聞きをしたい。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 1社から、ちょっと既存に特区として位置づけた隣接地ということで、ちょっと検討をしてみたいという相談を受けております。これにつきましては、とりあえず町のほうでもアドバイスのなお話もさせていただきましたし、最終的にはこの事務の窓口は宮城県仙台地方振興事務所のほうになりますので、そちらの窓口を紹介して、そちらのほうに相談に行っていたらと。その後の経過は、ちょっとまだこちらで把握しておりませんが、そういった事例が1件ございました。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他にございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第60号松島町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

た。

ここで、議事進行上休憩をとりたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 休憩をとります。再開を11時5分といたします。

午前10時58分 休 憩

午前11時05分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第3 議案第61号 松島町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画
税の課税免除に関する条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第61号松島町復興産業集積区域における固定資産税及び
都市計画税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番尾口であります。課税免除、前の条例と一緒にするんだと思うの
であります。これ以外の、私らの第一委員会でお聞きをしたときは、県から早くつくれつ
くれと言われたから9カ所出してやったんだと、こういうようなことだったんですが、これ
で決まってしまったと、まず。こういうふうになりますと、この以外の区域は全くだめだと、
こういうふうになるんだと思うのであります。それでいいのかどうかということですね。

それから、新産業都市建設、新産業都市の区域における固定資産税の不均一課税というのは、
平成9年3月に条例制定しているのではありませんが、これとの関係はどうなのか、お聞きをし
ておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） まず、第1点目ですけれども、この区域に関しましては、あくまで
も復興産業区域内という前提でございますので、先ほどの議案にもありましたけれども、あ
の9カ所の区域に限るということになります。

それから、第2点目の新産業都市の区域における不均一課税条例との兼ね合いですが、この
新産業都市区域における不均一課税の条例は、新産業都市計画促進法に基づいて制定した条
例であります。それで、その内容は、平成9年1月から平成13年3月までの間において取得
した事業用資産に関して、課税年度から3年間不均一課税とするという内容であります。こ

のことからして、この条例の効果としては平成16年頃にはもう失っていると。それから、この不均一課税のベースになった新産都市建設促進法、これももう既に廃止されております。このことから、新産都市に関する条例に関しては、現状においては事実上失効しているという状態になります。それで、申しわけありませんけれども、この失効している条例に関しましては、近い機会に廃止条例を出したいと考えております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 1点目のご質問の適用区域のお話なんですけれども、現段階ではとりあえず9カ所ですけれども、これは変更可能ということになっております。それで、新たに9カ所以外で立地を考えたいというところが、具体的なところが出てきたら、これはその時点で速やかに県、国のほうと協議をして変更申請につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、この区域の何は、もっと穏やかに対応できると、こういうふうに理解していいのかわかるかな。わざわざこの区域の設定をして、区域を条例につけているわけでありますが、どうなのかと。

それから、今館山課長がおっしゃられたやつですね、私も見てわかっていたんですが、当然失効していると、こういうようなことはわかっていたんですが、行政側がそのまま残しているものですから、今質問を逆にしたんですよ。だから、10年前に条例が失効しているのであれば、放置しておくことはおかしいのではないかと。今の副町長が総務課長のときも、条例の失効したやつについては廃止条例をつくらなければならないよということで、つくって出してもらった経過があるのであります。新産業都市建設促進法等の法律を廃止する法律も、国では出して廃止しているんですよ。だから、うちの方も、ただ失効したんだから例規集から抜けばいいんだ、ではないんですよ。いいですか、町長、わかっていてくださいよ。失効したものは廃止する条例をつくらなければならないんです。そして、廃止をしなければならない。そうでなければいつまでも残っている、法律として条令として残っていると、こういうふうなことでありますから、これは指摘になるわけでありますが、この各課長さん、お歴々がいるんだから、例規集なんか大したものではないと思うんですよ。うちのほうのやつで、とらなければならないものはあるのか、ないのかぐらい見ればわかりそうな気がするんですが、私は前にも質問しているんですよ、これは。もっとあるのではないかと、要項なり何なりもあるのではないかと。ところが、さっぱり町長の指示がないからしないんだと思う

んですよ。本当に何もしていないんですから。ひとつそれらも十分考えて、他の人たちが見たら、見出しだけ見たら新産業都市区域における固定資産税の不均一課税についてというのが載っているんですから。すると、何だまだあるのではないかと、こういうふうに思うのではないかなと、こう思っていますね。ひとつこれらも早くその処理をしてほしいと、こういうふうに要望だけしておきます。

○議長（櫻井公一君） では、要望ということで、他に質疑を受けます。4番伊賀光男議員。

○4番（伊賀光男君） 町長からの提案理由の中に、一応この免除なんですけど5カ年度分に限りということをございますけれども、これは時限立法でこういうふうな条例制定するのかどうか、その辺ちょっと確認したいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） この制度は、基本的に国のほうの制度で、資料として7ページにわたってございましたけれども、復興特区における税制上の特例措置・利子補給制度と、この制度の赤枠の（2）地方公共団体の地方税課税免除による減収に対する補填措置と、このことで国のほうから、松島町で減免した分減収になりますので、その分に関しては国のほうで補填しますよという制度の期限が5年だったものですから、その5年ということにさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 4番伊賀光男議員。

○4番（伊賀光男君） 一応5年という話なんですけど、これは大体5年ぐらいで収支しますかね、これ。それよりも延びるという可能性はないですか。その場合どうするのか、これはもう完全にこういうふうな形でもう決まっているからということなのかどうか、その辺ちょっとお尋ねしたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） これは、先ほどの工場立地の優遇施策等も含めて、ある一定の期間、今回5年ということで設定していますが、その中で全体の動きがつかめてくると、松島町だけでなくほかの町の様子等もですね。そういった中で、5カ年経過して、そのときの効果の状況、それから今後の松島町の方向性、そういったものを考えながら、その段階で適切な措置をとっていきたいなというふうに思っているところでございます。必ずしも、ここで5年だから5年でどうなのかというのは、きっと動きもあると思うんですよ。先ほど尾口議員のほうも、この動きが果たして5カ年でぴしっと終わるのかということがありましたので、私は終わらないというふうに思います。ただ、この特区につきましては、新聞報道でも

ありましたけれども、出足が相当県内でも遅いといえますか、そういった流れがありますので、その辺も見据えながら松島町として独自の活動もまだ続けていきたいと思えます。それにあわせて、その5年後考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 1つだけちょっとお伺いしますけれども、この税制上の優遇措置といえますか、免除措置を受けるということで、いわゆるこの法律の中で復興推進事業のうち、産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、または生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業、これが1つ条件としてあるよと。その上で、そういう生産活動の基盤あるいは被害を受けた人たちの雇用、こういうものをする事業を認定しますよということになると思うんですが、町としてまた指定もするわけですね。これを読むと、町のほうで改めて指定をするのかなというふうに私は読んだのですが、その場合に指定の要件というのは特別あるのかどうか、法律のほうで規定している、いわゆる雇用の機会の確保をするということを満たしていれば、町のほうで指定する場合はその他の条件はないのかどうか。その辺ちょっと確認させてください。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 指定の要件につきましては、今回の復興特区、ものづくり産業、これは以前に説明させていただいたと思うんですけども、被災企業に限定されたものではなくて、あくまでも被災自治体、松島町は被災自治体に該当しております。その中で、産業集積区域を位置づけ、それを認定を受けた箇所に工場を立地する場合には特典が受けられるという背景がございます。もちろん、その中には設備投資の部分の優遇、あと雇用拡大に関する部分についての税の優遇等々が含まれているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 私の質問が悪いんですけど、それは法律上そういう既定になっていると。この説明の資料の2ページ目のところに、認定地方公共団体（松島町）の指定を受けた個人事業者と、あるいは法人と、こうなっているので、松島町として特に改めて指定をする条件とか何とかというのはあるのか、ないのかと、いわゆる今答弁にあった中身だけで、事業者をどんどん認定していくことになるのかということなんです。法律上にこの指定行為以外に、松島町としての特別の条件や何かがあるのか、ないのかということで先ほど聞いたんです。

○議長（櫻井公一君） ちょっとお待ちください。11時18分、太齋雅一議員席に戻っておりますのでご報告します。

答弁、小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 町として独自の条件は定めてはおりません。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。今野 章議員。

○16番（今野 章君） だとすると、対象者は特別に改めて規定する必要があるんですか。松島町の指定を受けた個人事業者または法人と、こう規定しているわけでしょう。特別何かがあるのかなと私は読んだんですが、なければいけないんですが。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 工場を誘致する際に、松島町なりのいろいろな条件があると思うんですよ。例えば、排水関係でカキの養殖等に問題発生させないものとか、あとは物によっては水処理関係で、広いところで平場ばかりつくって調整池がなかったりとか、そういったものもあるんで、個々の話をする中で、ある程度の了解条件というんですか、そういったものが発生するのではないかなというふうなのは思います。そういう話をしながら、町民の方々のご理解を得られそうなものについて、松島町で指定をするというか、そういった行為になるということでございます。

ただ、その頭から足切り条件として、こういった条件、こういった条件というふうなことはないということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） そうしますと、基本的にはそういう法律に基づいた指定要件が整っていれば、申請受付受理ということになっていくと、とりわけ今お話のような、設置の場合にさまざまな町民にとって不利益になるような行為がない限りは申請が受理されると、こういうことでいいですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） その考えでございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第61号松島町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第62号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第62号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

- 9番（尾口慶悦君） 問題はないのかなとは思いますが、条例でありますから、愛宕、北松島を取り除いて蛇ヶ崎右を入れたと、こういうふうなことであれば、条例をつくる際には、2条をこういうふうなことで愛宕と北松島をとって、そして蛇ヶ崎を入れると、こういうふうな条例にして、別表をこれに参考にしてつけばみんなわかると思うんですが、一般にその条例なんじょなったんだべなど、見るときにいちいち前のものと後のものを比べてみなければ出てこないわけでしょう。これがいいのかと。条例というのは住民に直接影響のあるものだから、わかるようにするのが条例なんです。これだといちいち全部この最初から最後まで皆チェックしていかないと出てこないわけでしょう。面倒くさいからこういうふうにしたんだと思うのでありますが、あえてその全部改正にした理由、どんなのかなと。2つとって1つ入れて、あとは別で参考にして別表を入れたら、こうなんだなどなたも見てわかるんのではないですか。そう思うんですがいかがですか。

- 議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

- 総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今議員のほうからお話ありましたが、確かに条例のつくり方としては、一括で全部改正、それから一部改正というものがあります。そういう中で、今回ご指摘のありましたように、改め分とか説明資料とか、そういう部分で確かに欠けていたのかなと。今回は一括で、簡単に言えばさっとやったというところはあると思います。これからは改め分とか資料とか、皆さんにわかりやすく対応していきたいということになります。以上です。

- 議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

- 9番（尾口慶悦君） だから、わかるようにつくってください。

それから1つ、蛇ヶ崎というのはあるんですか。あそこは蛇ヶ崎右なんです。蛇ヶ崎というのはないんですよ。あえてその蛇ヶ崎とした理由は何ですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 名称につきましては、地区とか区とか相談させていただきました。今おっしゃられたように、地区は蛇ヶ崎右です。地区に相談したら、その右でなく蛇ヶ崎でという話がありましたので、そういう処理をさせていただきました。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質疑を受けます。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 質問させていただきます。この条例の改正は、新しく設置するのと廃止するのと一緒に上がってきたということなんですね。それで、一方は住民の意見を尊重して設置すると、片方はどうなんだろうなという思いで質問するわけでありますけれども、北松島公会堂は大分古い建物で、昔地域の人たちが寄附金を集めながら建てたというので、地域のコミュニティーの中心として長年使ってきたわけですけど、平成19年にもう危険だから廃止してくれというようなことを町長に要望しました。同時に議会にも陳情したわけですけど、財政的に厳しいということで、今までそのまま使っていたわけでありますけれども、ここに来て地震を受けたということもあるんだろうと思いますけれども、急に廃止だということに提案されたわけでありました。この廃止について、住民の意見をどのように収集したのかということをお聞きしたいと。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） まず、この北松島公会堂の取り扱いにつきまして、今まで議員さんおっしゃったように、何年か前から震災その他危険ですよという中で来ました。そういう中で、今回取り扱いについては、住民からということがありますので、地域と区長でありますけれども、こういう状況で、それから屋根のトタンも音がするというようないろいろな話が町のほうに来ていました。ということ踏まえまして、これは私なんかも一緒に行って、区長のところにお邪魔させていただいて、しからば建物大変傷んでいると、屋根もこのような状態だということでお話し、どうしましょうかと。今までの経緯としては、取り壊しその他いろいろなことがあって、ただ老人クラブが使っているのかというお話もありました。そういうことを踏まえてお話しをさせていただきまして、そのときに区としては、危険ですから解体にということをお話を伺いました。では、それに基づいて我々も前に進んでよろしいですかというお話をさせていただきまして、となると、中に荷

物も入っていますねと、この取り扱いについてはどうしようかという話もありまして、それは区のほうで別なハウスの、建物のほうに区のほうで移動をかけますということで、全部は移動できなかったんですけれども、移動させていただいた経緯があります。その辺の見解では、区としての解体というか、もう危ないよという認識はあったというふうに受けとめております。そして、最終的には7月10日の日に廃棄、解体ということで区長のほうからは連絡を受けております。最終的な流れとして解体の方向でというふうに区のほうから報告を受けています。それを受けて、今回区の総意ということに基づいて、今回条例を提案させていただきました。以上です。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） ですから、長年危険だよというものを放っておいてきたわけでしょう。今急に廃止だということになったわけですよ。区長に伺ったところ、正式な話として何もなかったよと、ただ廃止すると、いずれ廃止するんだという話は聞いていたと、ただそれは前からの話で、地域からも要望しているし、そういうことで、3月の総会でいずれ廃止にはなるだろうということは挨拶の中で話したけれども、今回の廃止については正式では何もなかったよということなんですよ。ですから、別に住民が区会を開いて会議をしたわけでもないし、ということですから誰も知らないんですよ。それは、区長さんとはそういう話したということではわかりました。では分館長さんのほうにはお話しましたか、一番関係する。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） まず、全体的に分館長と話をしたかというお話ですけど、これは分館長とはしておりません。区とだけはさせていただきました。そして、この最初のスタートは、私のところには、あそこの建物がどうのこうのというのは事前にあります、その後区のほうから、トタンとか、その建物が使えないということで話がありまして、それを受けて私とか管財とか区のほうに行かせていただきまして、そういうことであれば建物的なもので解体の方向でどうかという話はさせていただきました。それで、あと最終的に区のほうから、先ほど言いましたように7月10日でしたか、区長のほうから連絡を受けております。そういうことで、分館長とは直接は話はしておりません。以上です。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） だから、その分館というのは、やっぱり分館長が先頭になって運営しているわけです。そういう分館長が全く知らないうちに公会堂が廃止だどうやということなん

だ、ただ区長から連絡あったから、荷物を移動しますということで、荷物は町から人も来て運んだよと、そのときに置くところがないので、くぬぎ台の事務所等で利用させてくれというお話はしたそうですけれど、その後のことについて、全く私はわからないんだという話なんです。区長さんにも、後どうなるんですかと、廃止して多分解体するんだけれども、解体の時期はいつごろになるんですかということをお話を聞きましたかと言ったら、何だかはっきりしないなという話だったんですけれど、この解体するんだと思いますけれども、その解体はいつごろになるんですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 解体につきましては、今町で事業をしています震災に伴う一般住宅の解体事業があります。その中で取り組んでいくという今スケジュールであります。これにつきましては年内のほうに、全体的な建物、一般住宅の建物と同じスケジュールで一応考えていまして、年内には解体を完了したいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） それは解体して、年内に解体すると。その後のでは、すぐ建てるわけにないと思うんですよ、正直言ってね。本来ならば、あるものを解体したのだから、建てかえるのが原則でしょう。だけれども、こういう情勢だから厳しいんだろうと思うけれども、正直言って。それも聞いてみますか、壊した後どうしますか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際あそこは危険だということで、大分前から町としては解体したいということだったんです。ただ、老人会のほうで使わせてほしいという意見がありまして、今までこういう展開になっておりました。ただ、今回地震とか、いろいろな老朽化もしていて、区のほうから町のほうに、こういう状況なのでどうしたらいいんですかという話があったということです。ですから、町としては窓口を分館長さん、分館等もありますけれども、窓口を区、区長さんを代表にして処理を進めていたということでもあります。時期とかいつということ、危険ですからもう使わないと、使えないということもあります。ですら、中の備品とかどうしますかということで、区と相談して早急に、いつでも解体できるようにということで、使えるものを移動させたというところですよ。

では、あるものがなくなったら新しく建てるかということ、そこはあくまでもあそこの地域は廃止という形で、改めてあそこに同じ集会施設を建てるという考えは今のところございません。

ん。ただ、別にあそこ、第五小学校ありますけれども、近辺には改めて別な施設という形は今後いろいろ検討の中では議題には乗っております。ただ、集会施設ということでは、話し合いでは乗っておりません。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 今副町長が言ったように、言ったようにといたしますけれど、先ほども言ったように、平成19年ごろにもう陳情しているわけでしょう。とっくに解体してほしいと言ってきたのを、使わせてくれというのは一部の人で、そういう方はおりました。だけれど、地域の多くの人たちは壊したほうがいと、危ないということだったので陳情しているんですけど、それを積極的にやってこなかったわけでしょう、町では。一方で手樽あたりの分館もありましたよね、生活センターか。あれはもう壊したんでしょう。片方は陳情までしているのに壊さないで置いて、片方は壊したと。だから、なぜそのように放って置いて、急に廃止になったんですかと、廃止にするんですかと、その辺を、だから住民の意見を聞きましたかと、聞いてやってほしかったのにとということなんですよ。ですから、そういうことで引きずっているんですが、新しく建てないのであれば、その代替施設はどこになるんですかということもあるわけでしょう。そういう考えはどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） その代替施設については、今副町長が答えさせていただきましたが、同じような集会施設、公会堂、そういうものについては今の段階では考えていないということであります。あと、その他いろいろな施設は、集会施設に限らないものは考えられるかもしれませんが、今副町長が言ったようなことの内容でございます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） ただ、地域の方陳情に来て、解体して、うちの方でも数年間いろいろ話はしていたんです。早目に解体したほうがいと、危ないからと。ただ、ごく一部と言いますけれども、ある程度の会とか組織の中では、どうしても残してほしいということがあったので、こういう時期になったと。なぜ急にと言われますけれども、確かに急にかもかもしれませんけれども、区のほうでも、区長さんも変わりましたけれども、変わる、変わらないは別にしても、区としてももう見るに見かねないということもありますし、今回地震に関連して、解体そのものが無償で、無償とか国の補助を受けてと、補助を受けて解体もできるということはたまたまあっただけですけども、そういう事情もある。では代替はどうな

んだと、あそこの幡谷全体を見渡すと、他にも近くにあるという考えのもとで、改めて集会施設をあそこに同じような規模で建てる考えはないということでございます。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） わかりました、廃止するのはね。この地震で見事にやられたなということで、危ないなということはわかりました。ただ、その代替施設はつukらないよということで、ほかにもあるんでしょうというようなことをおっしゃいますけれども、それはありますけれども、それぞれの利用目的というのをちゃんと条例なり規則なりでもう決まっているわけでしょう。公民館の場合は、分館長さんなり区長さんなりがきちんと優先的に使える用になっているわけです。それを、今度はほかの施設で賄ってくださいと言われても、そういうお話は、ほかの管理者なり指定管理者なり町長と地域と話しましたか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 各施設にいろいろな指定管理者があります。そして、なおかつ幡谷にもいろいろな施設があつて、指定管理者の皆さんにお願いをして管理してもらっている。その指定管理者とその指定管理の問題とか維持管理の話と、今全体的にはしているんですけど、この件と絡めての話については、今回はしておりません。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） だから、何も周りの施設の管理費とか、そういうものの考え方は調整しないで、急にここに来て廃止です、しかも住民の意見を聞かない、説明をしていないというところで廃止でしょう。一方は住民の声を聞いて設置すると。議員の皆さん、どうしたらいいんだろうと思うのではないですか。基本条例にもきちんと、議会は町民と連携して、大事な問題は一般会議なんか開いて意見を聞いて、ちゃんと決断しましょうということを決めているんですよ。それから急にこんな上げられたって即決できるわけがないと思っているんですよ、私は。片方はいいからという思いで、もう片方集会、陳情受けて建つんだから、一緒くたに提案すれば反対できないだろうみたいな感覚で上げてきたのではないのかと私は思うんですよ。こういうやり方ではうまくないのではないかということなんです。だから、本来ならば、議長の取り計らいにお任せしますけれども、自由討議でもして、私の考えが間違っているのかどうかわかりませんが、決めたいと思うんですけど、そういうことをちょっと申し上げて終わります。

○議長（櫻井公一君） まず、先に答弁させます。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 私たちは、手樽の生活センターのときも、今回の件でも、地域全体と

いうことではなくて、手樽のときにも区長さんを通してという話でした。ただ、区のほうで総会とかいろいろ話しましたよということで進んでおりますので、ですからあえて町が行ったということではなくて、区の中で、区の総会とかある中で、区長さんが区の中で話をして、その後に区長さんが来て、ではいいですよということで、今まで進めた経過がありますので、住民とかその区の方々を無視して、町で直接区長さんと話して、区長さんと町だけでやっているということは認識しておりません。あくまでも区の中で話し合って、そこで良いよということで、こういう形になっているということです。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） やめようと思ったんですが、ですから、もう平成19年には区としてアンケートをとって、きちんと意見をまとめて、危ないから廃止して解体してくださいと、そして、これはちょっと虫のいい話だったかもしれませんが、解体後には多目的な施設をつくっていただきたいということと一緒に陳情しましたので、それは難しかったなということですけど、とうに解体してほしいことは言っていたんですよ。でも、今回は町と区長さんとの話し合いで進めたんだよという私の理解なんです、ほかの人が知らないんだから。それではうまくないのではないのということを言っているわけ。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） ただ、私たちは、何回も言いますけれども、何年前に来ましたと、では解体したいと、ただし先ほど言った老人会とか会の方々がどうしてもということで、この時期になったと。ですから、区長さんと町が単独にやったという認識はないです。区は、区長さんはある程度の話し合いをもとに、ではいいですよということで、こういう形になったと認識しております。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） では、ある一部の人のそういう利用したいという声があったから残してきたことでしょうか。では、解体した後は作りませんよと、予定はありませんということ、つくってくださいという声があったらどうしますか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） ですから、ごく一部の方が反対しても、解体しろよという言い方にはならないと思います。いい場合と悪い場合がありますから、どうしても残したいと、残してほしいということで今までになっただけであって、町としては危険だよという認識はしていましたから、そういう話も、その会の方々には話をしておりました。ですから、あえて強引

にするつもりは、町としてはなかったということで、こういう結果になったと、こういう時期になったということでもあります。（「わかりました」の声あり）

- 議長（櫻井公一君） ここで、質問者から自由討議という話もありましたが、ここで暫時ちょっと休憩をとりたいと思います。議員の皆様は自席でお待ちください。議運の皆さんは第一委員会室にお集まりください。

午前11時45分 休憩

午前11時50分 再開

- 議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

15番菅野良雄議員のほうから、自由討議もというお話もありましたけれども、ただいま議運を開かせていただきまして、自由討議まではいかななくてもいいだろうと、ただ町として、危険な建物と判断した場合については、その取り扱いの方法については速やかに、長年使わせるようなやり方については疑問が残るということでもあります。以上だけ申し上げておきます。よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「はい」の声あり）

それでは、反対に発言を許します。15番菅野良雄議員。

- 15番（菅野良雄君） それでは、議案第62号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

現在、高城コミュニティセンターの建設が進んでおります。住民の意見を尊重し、議会の意見も聞き入れながら、防災環境などを勘案し進めていることは、正しい行政運営のあり方だと思います。また、松島地域の陳情を受けて、集会施設を設置することについても、正しい行政運営のあり方で、何の異存もございません。

しかし、この議案62号は、地域住民の意見を尊重した議案と、地域住民に対し何の説明もなく、議会の意見も聞かずに、松島町公民館条例に基づく公民館分館規則に定められた北松島公会堂を廃止するという、まさに正反対の議案であります。北松島公会堂の存続については、先ほどもお話ししましたとおり、区のほうで解体してほしいという要望をしておりました。それが実現されずに使用されてまいりましたけれども、しかし東日本大震災によって損壊し、使用禁止となりました。使用しなければ安全だと思っているのかどうかわかりませんが、近くに小学校もありまして、想定外の事故が発生するということにもなりかねない状況にあり

ます。今質問しましたけれども、解体は年内ということだそうでございますが、その代替施設をどこにするのかというようなこともまだ決まっていないようでありまして、どのような利用の方法になるのか、それがいつまで続くのか、そういうことを住民は全く知らない。住民に説明もしない。そういう意見を聞く場も設けていないということでありまして。危険な建物ですから、解体してほしいとは思っておりますが、廃止後の計画や運営について、しっかりと説明責任はあるのではないですかということでありまして。

私たちの地域、五小学区の地域では苦い経験をしておりまして、第五幼稚園をくぬぎ台の開発ということで壊しますということでした。当時は口約束で2年後には建てますから大丈夫ですということがありましたけれども、いまだに実現されておられません。多分町長も教育長も、第五小学校の環境、幼稚園の環境がどうなっているのかご存じだと思いますけれども、大変規則にはまっていない環境というんですか、そういう状況にありますので、この廃止、解体もきちんとその後の計画を示していただかないと、今直ちに賛成というわけにはいかないという思いでございます。

高城コミュニティセンターの場合は、人口が多いからかどうかわかりませんが、何度も地域の住民と話し合っ、議会の意見も入れて、場所を変更するなどして進めてきました。ただ、同じ集会施設なのに、どうなんだろう、幡谷は人口が少ないからいいんだと、何もなくてもだまって廃止にしてしまえというようなことなのかどうかわかりませんが、やっぱり地域住民の意見を尊重しながら、しっかりと行政運営をしていただきたい。地域住民の意思を無視し、議会の意見も聞かず、唐突に廃止する議案の提案に対し、住民の代表としてはすぐさま賛成することはできません。

陳情に対して設置することと一緒にたにして提案すれば反対できないだろうという思いかもしれませんが、松島町議会の基本条例では、町民と連携した議会運営を定めており、重要な案件については一般会議を開いて住民の意見を聞いて判断することになっておりますので、同僚議員の皆様も大変難しい選択になると思っております。廃止の提案がせめて議会報告会の後でもあれば、住民の意見を尊重した判断ができたのだったかもしれないという思いであります。

まずもって、集会所を設置するだけの一部改正の議案で提案すれば、すぐさま可決になったと思っておりますので、早い機会に個別で提案していただきたいということでありまして。廃止することについては、地域住民と懇談会を開催するなど説明責任を果たし、理解を得た上で提案することを要望し、議案第62号に対し反対いたします。

議員の皆様に対しましては、ご賛同よろしくお願ひ申し上げ、反対の討論といたします。終わります。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。（「なし」の声あり）それでは、おりませんので討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第62号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

ここで、昼食休憩に入りたいと思います。再開を13時といたします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第5 議案第63号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第63号工事請負契約の締結についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第63号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第64号 平成24年度松島町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第64号平成24年度松島町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。8番高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 64号に質問させていただきます。私のはごく簡単ですので、答弁も手短かにお願いしたいと思います。

まず、その前に、この一般会計補正予算を見て、それにいただきました資料、傍聴の方にもちょっとお知らせしたいんですが、両面印刷とかA3まで含めまして30枚、大変詳しい資料をつけていただきまして、これもやはり私どもの先輩議員さんが定例会のたび、または臨時議会等のたびに、資料は隠さずに出すようにという申し出を執行部のほうが考えて出していたのではないかなと、まず褒めてから進めようかと思ったいたのですが、差しかえが今議会もありまして、二度、けさの控え室で二度あることは三度あるのではないかという話も出ておりました。また、きょうの最初の議案60号で、尾口議員さんの質問されてから何か資料を出したんですが、本当に用意してあったと思うんですね。そういうのはやっぱり前もって用意してあるんだったら最初からつけていただきたいなと思っております。まず、前置きしそのぐらいで、あと早速質問に入らせていただきます。

まず、8ページ、総務費の6目財産管理費11節需用費の修繕料、これの中身を教えていただきたいと思います。

それと、15ページ、教育費4項社会教育費の2目の公民館費、14節使用料及び賃借料で、成人式典会場借上料、中央公民館の大規模改修でできなくなるということで、多分代替のホテルだと思うんですが、その場所、決まっていると思いますので教えていただきたいなと思います。以上です。

○議長（櫻井公一君） それでは、最初の質問、館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 11節需用費の件であります。需用費の39万2,000円と役務費の25万5,000円、それから公課費の2万8,000円、これら共通する経費でありまして、これに関しましては、東京都のほうから自動車3台、物品譲渡契約ということで結びまして、車両の運搬費に関しては都のほうで出していただくと、その後に関して、名義変更とかそういうものがありますので、あと車検切れ近くの車が来るものですから、それらに係る経費を補正したものであります。

○議長（櫻井公一君） それでは、公民館、櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、公民館の使用料及び賃借料について説明させていただきます。と思います。

議会の皆様方も既にご承知のことと思いますが、中央公民館、10月から大規模改修工事に入

るといふことで、当初は小学校のこの体育館も検討はしましたけれども、冬場ということもありまして、そういった面も考慮しまして民間の施設ということでも再度検討しまして、今現在成人者が148名、それにご来賓その他関係者を入れると約200名近くなってしまうのかなというふうに思っております。この人数が受けられるホテル関係、今松島町内2社しかございませんでした。この2社の中から入札によって今後決定したいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） その他、他に質疑を受けます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） まず、一番最初に、いっぱいあるんですが、なるべく気をつけて質問をしたいと思いますが、1つは17ページ、校務システムリース料、これはどんな内容なのか、予算の中からはこれ出てこないわけでありまして、どんなふうなものでどうなったのか、まず一番最初にお聞きをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 校務のシステムリースについてご説明させていただきたいと思っております。

今年度予算の中では、第一小学校に対してのパソコンの配備ということでも考えております。この概要なんですけれども、今現在、各学校に先生個々に行き渡るほどのパソコンを、町のほうとしては支給していないという現状があります。そういうことから、個人情報の保護、そういったものにつきましてもきちんとした形がないということでも、県内でも既にもうほとんどの各自治体が、各個々の先生方に1台ずつのパソコンを配備し、校務、要はその先生方が学校内で行う校務の情報の一元化とか、それからあとは先生方が授業の中で使うような内容のデータ整理、そういったものにつきまして、個人のパソコンを使っていたということもありますので、これを全て町のほうで配備し、セキュリティーを完全なものにして個人情報の漏えいがないような形をとりたいというふうに思っております。これにつきましては、今後第二小学校、それから第五小学校、そして中学校という形で年度計画を立てまして、整備をしていきたいということで、今回補正の中で債務負担という形で大変申しわけなかったんですけれども、追加で提案させていただいたということでもございます。よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） ことしからだとすれど、ことしの予算をくぐらなければいけないんですけども、ことしの予算にないのではないですか。今度の補正にどこにあるんですか、そのリ

ース料のことしの分、どこにありますか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今年度の分につきましては、当初予算で計上させていただきましたので、本来であればその段階での債務負担行為ということになるのかなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 当初でとる、債務負担行為を起さなければならぬのを起さなかったわけでしょう。起さなかったら起さなかったと言わなければいけないんですよ。いいですか、誰も質問しなければ、あいつらばか者だなど、まず早い話。わからないなど、こういうふうなことになるんだと思うんですよ、あなたたちは。だけれども、債務負担行為を起す以上は、その年の債務になるものも入っていなければいけないわけでしょう。そんなことぐらい、その予算をとるときに、パソコン3年なら3年もつんだとすれば、ことしリリースでことしの分だとしたら、来年度、再来年しなければならぬと、こう思わなければいけないのではないですか。思わなかったですか。こんなものは、教育長も教育長だと思いますよ。そこまで見て、教育長は教育委員会で選任をされて、教育委員会で教育長になるんだけれども、事務局長みたいなものなんですよ、教育委員会の事務方を統括するのが教育長ですから。そうしたら、教育長も事務方の内容を十分理解していないとわからない、課長任せではわからないと、こういうふうなことを思ってもらわないと困るわけですよ。いったりかったり出てきたの、議会から言われるかもしれない、これはまた上げなければならぬと、それでは専門家の仕事ではないんじゃないですか。私はそういうふうに思いまして、最初にそれを行っておかなければならぬと思っ、いっぱいあるんですが、一番最初に申し上げたんです。議会は議決をしたら、議決の責任があるわけですから。そういうふうなことで、教育長にもひとつ十分にそういうふうなことに責任を持ってもらおうと、こういうふうなことをお願いをしておきたい。答弁は要りません。今間違っって上げなかったというんですから、頭下げるぐらいのもんでしょう。だから、それは要りませんが、頭なんか下げてもらう必要ないわけですから、私ら。いいですか、そのところをはっきりわかっただけでいいと、こういうふうに思います。

それでは、1ページからですね、1ページと2ページのやつが、1ページじゃない、3ページですね、償却資産、総務大臣配分がなつたと、町長の説明があつたわけでありましたが、総務大臣の通知が来る、前年度もあるわけでしょう。こんなにふえるのにどうだったのかなと

いうふうなことです。これと関連して、地方交付税が減ったのかなと思いますので、その関連したので2つを1つにしてご質問申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） まず、総務大臣配分に関しましては、大震災がありまして、当方の読みとしましては、JRも動かないと、設備もやられているということで、価値が下がるんじゃないかと、価格が下がるんじゃないかという予測はして当初に計上しました。ところが、実態としてはその逆で、JRも電力も設備投資がふえたということで、結果として逆に価格が上がったということでもあります。

それから、地方交付税に関しましては、普通地方交付税ですけれども、当初予算編成に当たっては、国が出す資料や提供資料などによって算出しております。この時点で、詳細ないろいろな係数があるんですけれども、そういう係数や算式が不明であるため、想定での数値、見込み値で計算しております。ただ、今回の普通交付税9,300万円強減額しているのですが、その減額の主な要因といたしましては、基準財政収入額においては、先ほど言いましたとおり、大震災の影響などで固定資産税の落ち込みを見込んでおりましたが、総務大臣の償却資産、それがふえたということ、それから法人住民税の税割、これに関しまして、国のほうでは被災団体に関しては、当初算入率を0.6にしますよという話であったんですけれども、実際宮城県内の市町村の法人住民税、これ結果としまして調定実績が、国が見込んでいたより上回っていると、県内の状況でいいますと、逆に法人住民税も若干前年より伸びていると。そういうこともありまして、本算定においては0.6の算入率を0.75に引き上げてきました。この関係で基準財政がふえたこととなります。また、需要額に関しましても、先ほど言ったとおり国のほうの補正係数とか、国の状況によって変えてくるところもありますので、その関係で社会福祉費と地域振興費、それぞれちょっと下げられまして、約2,500万円ずつ下げられたと。それで、結果として基準財政収入額は当初見込みよりふえて、基準財政需要額は当初見込み額より減ったと、それで結果として約9,300万円強ほどの減となりました。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） わかりました。それでは、8ページになりますか、この退職手当ですね、4月に1人、9月に1人というふうなことで上がってきているわけではありますが、これはどうなんでしょう。退職手当、早期退職をされる割増があるというふうなことからいったのかどうかですね。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今の質問は、ページ8のところの退職手当組合のところの話かと思います。ちょっと聞き取れなかったので大変申しわけありませんでした。

それで、今内容的にどうだったんだというお話ですけれども、人数にして2名の方であります。そして、1人の方は、今言われたように特例加算、あともう1人の方は急遽の話でしたので、その特例加算はない。ただ、調整的なものはあると、両方の方あるということで、それら2名のうち1名は特例加算、前もってという話があって、もう1人の方は急遽、そういう内容でここで補正として計上させていただきます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 特例加算の対象にするのは、要項ですか、こういつて5月中に申し出をなさいと、こういうふうなことになっているわけではありますが、そのとおりの申し込みをされた人なのかどうかですね。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今1名の方からありますよというお話をされて、1名の方がそのように申し込みをされて、期限どおり申し込みされて、いつやめると、やめたいというおはなしがあったので、この特例のほうに適用させていただいております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それでは、9ページになりますか、高城コミュニティセンター用地購入費、これの説明はいい。字町49の1の一部と、こういうような話なんですけど、ここに金額出した以上、面積がはっきり確定しているのではないんですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 面積のほうは、表現として買収面積は一応一部という、これは相手方がありまして、どこの境界線になるか、また、その今建っているところが、もしかしたらどこかにいくということも想定されますので、表現としては一部という表現をさせていただきました。ただ、数量的には、一応予算では全面積のほうを予算として計上させていただいております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、こういうふうの一部と書かないで、面積が当然実測しないうちは動くんだと思うのでありますが、何平米だの何平米というふうなことであれば、実測後の

移動は当然契約書に書くわけでしょう。実測でどうだこうだというのを書くわけでしょう。だから、こんな書き方をしなくてもいいのではないかと。契約書を取り交わして、金を万金払うまでにそういうふうな契約書を取り交わすわけでしょう、役場で。実測して面積に増減が出たときには支払うよとか、払わないよとかという条件をつけるわけでしょう。そういうふうなのはしないで、一発でいって言われたからはかってみて買うんだというふうな買い方をしているんですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今回の買収の仕方については、今まだ現場的には確認とか、まだ段階ですので、面積はまだ確定していません。契約の段階では、その辺の面積とか、それから単価的などころも確定したお互いのやりとりかかりますので、確定した段階で契約を結ばせていただきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、こういうふうな書き方をしないで、これでは誤解を生むとおもいますよ、私は。私も、あれのときにも言ったんですが、フットボールセンターのときにも言ったんですが、民間であれば重要事項の説明しているんですよ。役場はしないんだと思うんですが、しないかわりにそういうふうにはっきりしたもので契約をすると、こういうふうなことにならないと、後で役場だからなんじょでもいいんですがすと、こういうふうなことではないと思うんですよ。その辺は間違いのないようにしていただきたい。これも注文です。

それから、これも11ページになるんですか。社会福祉の見舞金、これは未申告者に見舞金を申告者と同じようにすると、これはいつまでもやっているんですか。未申告者を、私らは前のときにも言ったんですが、災害で申告者も来られない人がいると、そういうふうな人には温かい手を差し伸べなさいよと、こういうふうに言っているんですが、これは未申告者に対してだと、今から出てくる可能性はまだまだあるんですか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今回の見舞金、未申告者ということでございますけれども、ある程度今回は、罹災判定を受けまして、いわゆるまだ手続がされていない方というのを、大体把握しまして、今回において、今後も罹災の関係であるかもしれませんが、今現在把握している方に対して全部看取をいたしまして、同じように今までもらっている方と同じような支援をするということで、今回上げたところでございますけれども、ただし今おっしゃるとおり、いつまでといたしても、今言ったとおり、もしかしたら場合によっては罹災の判

定が変わる場合もありますので、そういう場合は支給の対象になるかと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 落ちのないようにしていただきたいというふうに思います。

それから、この児童福祉施設の用地購入費であります。土地開発基金で買いましたよと、今まで児童公園は使っていたところですか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 磯崎の夕陽が丘児童遊園ということで、使用していた土地でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 土地開発基金は、その使っていたところであれば、予算でとれるのではないですか。基金で前もって買って置かなければならないというものではないんでしょう。半年やなんぼ待ってもらったっていいですし、去年なら去年のやつで買われても、歳計現金で買っていいわけでしょう。基金で買うときには、私ら全然わからないわけですから、現金持っているのと土地持っているのと同じだけ、執行部からいくとなんぼ高く買っていいんですよ。誰も文句を言う人はいないわけですから。土地開発基金というのは、そういうところに問題があるんです、逆に。基金で買って置くことによって、議会でも全然タッチできない。財産の金、現金持っているのか土地持っているのかですから。だから、新しく取得されるものでなければ、今使っているところであれば歳計現金で買うのが原則だと思うんですよ。それはどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今回の土地購入ということでございますけれど、主要事業説明にも記載ありましたとおり、土地の所有者が震災後に返還を求められまして、町といたしましても必要な土地ということで、いろいろ取得するというところで進めたわけなんですけれど、土地の所有者といろいろ交渉しまして、それからいろいろな問題が別にあります、所有者のほうから、もう何か業者のほうに売りたいんだというような話もあったものですから、こちらとしましてはいち早く取得しまして、児童遊園というような形で子供さんたちの遊び場を確保するというので、今回、昨年でありますけれど、土地開発基金から購入した次第でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、土地開発基金から取得しなくてもよかったんじゃないですかと言っているんです、私は。歳計現金で買って買えたんじゃないですか。今私が言ったように、1坪1万円で買うのを10万円で買って買えないんですよ。そうではないと思うんですよ。今ここの児童公園はそうではないと思うんですが、なんぼで買って買えないんですよ、議会は。その関与することができないわけですから。先ほど言ったように、現金を持っているか土地を持っているかだから、現金あればあるくらいで買っていい、持っているのであればですね、議会では何も注文できない。今だって文句言うことできないんです、高く買ったのではないかと何かとかというふうなことは、議会としては言えないわけですよ。そうすると、議決事件にしなければならないものを、そうやって適当にというんではないんだと思うのでありますが、そうやって買ってもらえると、これは慎まなきゃならないことなんです。何か工場でも建てるから早くしたいというふうなことで、町で山だり何だり買って置く、これはいいと思うんですよ。これは使っているところだから、使っているところであればそういうふうなことをする必要があったのではないかと。言っても全然直らないですけどもね、役場は。何回言っても直らないんです。それで、私は何回も言っているわけですが、ひとつその辺は十分に心得てやっていただきたい、こういうふうに思います。

それから、13ページ、町長の説明もあったわけですが、園芸振興費で、埼玉県の滑川町のかき祭り出店、滑川町からうんと来てもらって、大変お世話になっていると、こういうふうなことで、町長も御礼に行ったのかどうかわかりませんが、町長随分御礼に歩いているようですからね。こういうふうにかき祭り、滑川祭りに行くのであれば、うんとお世話になったというので、松島のカキでも持って行って、そして無料の振る舞いをするとか、復興をこういうふうにしていましたよと、こういうふうなことに使うのであればですけども、そういうふうなことまでして観光宣伝にもなるんじゃないですか。滑川に行って、そういうふうなお祭りに行って、そしてカキ汁でも振る舞うと、こういうふうなことでもすれば、かなりの観光宣伝になるのではないかと。フランスに行くばかりが観光宣伝ではないんですよ。だから、こういうふうなこともしなければならぬのではないかなと、こう思って、消耗品がありますからそれなのかなと思って、3万円ばかりでどうにもならないわけですね。その辺どういうふうになっているのかお聞きをしたい。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） それでは、滑川祭りなんですけれども、こちらで今計画しておりますのは、松島町の高産物をまず持っていくという方向と、それから地産地消実行委員会

を窓口にいたしまして、松島の産物いろいろ組み合わせて滑川町のほうに持っていくという考え方をしておりました。カキ、それからホタテ等海産物を持っていきながら、向こうの町民の方々との交流を図り、観光PRも含めまして松島を宣伝をしてきたいということで、今回補正予算を上げさせていただいております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） カキだのホタテを持っていくというんですが、ここの予算だけではどうにもならないわけで、当初に予算とっているんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 当初予算のほうにはございませんでした。今回滑川町のほうから、松島で言う産業まつりと町民文化祭と、そういうのが1つになったお祭りがあるので、ぜひ松島町さんからも参加をしてほしいという要請を受けまして、今回地産地消実行委員会のほうを窓口といたしまして計画をしております。当初予算のほうには入っておりませんが、全額振る舞うという形ではなく、若干こちらからのカキ等の販売も含めまして、向こうのお祭りに参加をしてきたいと思ひまして、今回計画をさせていただいております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、災害救助費の補助、11ページですか、借上料ですね、説明では使用料、23年度は借上料22年、23年度では使用料になっているんですよ。名称はやっぱり1つにしてもらいたい。どれも同じような名称でないと、私みたいな頭の悪いのは見てわからないんですよ。同じような名称であれば、これだな、あれだな、ことしは高いな、安いなというふうなことでわかるんですが、これは答弁要りませんが、同じ書き方、説明書きにも同じ書き方をしてほしい。これは要望しておきます。

それから、14ページ、道路新設改良の松島地区避難路整備業務委託、これしているわけですが、今度予算をとったわけですが、これは用地は確保されているのかどうかですね。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 用地については、まだ確保しておりません。一部重なる部分もありますけれども、基本的には確保されていないということと、あと霞ヶ浦幹線につきましては、前に一度確保しているんですけれども、外側のへりを回るような形で当初考えて、一応要望はしておりますけれども、できるだけ緩やかな勾配ということで、今回の計画では測量を真ん中辺に持ってきて1回測量させていただいて、地権者と協議したいというふうに考えてお

ります。

あと、霞ヶ浦のJRの脇から入る部分についても、まだ用地は確保しておりませんので、用地買収をしていくという形でございます。

それから、パノラマハウスの部分が、パノラマラインのほうですね、そちらについても歩道の分の用地が確保されておりませんので、一部ですね、その分は用地買収をして確保したいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） これは、立ち入りするときには立ち入りの許可をもらうわけですよ、地権者に。概ねの了解はもらっているんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 一部霞ヶ浦については、霞ヶ浦の部分の下のJRの脇について、路線1については、地権者からの要望がありまして、これは一応了解を得ているということで、それから路線2、3については、まだこれからでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、14ページの住宅費のかさ上げ補助、これは期間が平成30年までと言っているんですね、平成30年まで。これ要綱か何かでしているんですか。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 期間につきましては、まずこの制度なんですけれども、被災者生活再建支援法に基づいた東日本大震災による居住する住宅が半壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯を対象にするということで、こちらの再建支援法が平成30年4月となっていることを踏まえまして、これに時期を合わせているということで、ただいま要綱については整備中ということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 何で今私聞いたかということ、平成27年度で復興復旧の何が終わるわけでしょう。担当変わったら、そんなものはないですよと言うかもしれないですよ。だから、要綱なり何なりをはっきりつくって、そして例規集にでも上げておかないと、担当者は小松さんがいなくなれば、別な人が出てきて、そういうなのなんかありませんよと言う可能性が、役場は十分あるんですよ。だから、そういうふうなものをはっきりこうやって上げてくるときは、そういうような要綱までつくって、そして絶対にして議会と相談をすると、議会に出すと、こういうふうなことにならないと、わけがわからなくなるのではないかなと、こんな

ふうに思います。だから、これはつくるんですね。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） その辺は、しっかりと要綱の中に位置づけていきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これは、間違いなくつくって、そして議会にも例規集にも上げていただきたいと、これ要望だけしておきます。以上でやめます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それでは、残ったところを。

農水費の関係で、放射能測定事務経費等ということで、15万円補正やるわけですけれども、（「一応ページ数を言ってください」の声あり）ページ数、13ページですか、ということで計上してありますけれども、これ6月に私一般質問をさせていただいて、放射能測定器2台来るんだなと、こう思っていたわけですけれども、2台は来たのはいいんですが、1台はどうやら東部営農センターというところだと、こういうことで、よく調べてみたら利府町なんですね。なぜそれは利府町ということになったのか、町内に測定器を置いて、町民の皆さんのいろいろなそういう心配に応えられるような、そういうものにすべきだったのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 測定器につきましては、当初希望していたのが1台、給食センター配備を予定して1台申請をしておりましたけれども、消費者庁の貸与事業と、それから県の復興調整費による貸与のほうで、2台松島に配分になりました。1台に関しましては給食センターのほうに配備をいたしまして、もう1台のほうについて検討させていただいたんですけれども、今回24年度の中で、農地有効活用事業業務委託ということで、JA仙台のほうに委託をしておまして、臨時職員さんを3名雇用して、今JA東部営農センターのほうで事業を実施していただいております。

測定に関しまして、空調の問題、それからスペースの問題等を考えまして、東部営農センターのこの事業の中で一緒に測定をしていただくことによって、速やかに事業が実施できるのではないかとということで検討させていただいて、設置場所については利府町にはなりましたけれども、測定を開始することになりました。

町民の皆様が直接東部営農センターに持ち込むということではなく、JA仙台松島支店が窓

口にもなっておりまして、松島支店それから産業観光課、東部営農センターと連携をとりまして、町民の皆様には余りご負担をかけない状況で測定ができるように連携を図っているところですよ。

たしか7月の23日に機器のほうが入りまして、8月1日の広報のほうで皆様のほうに周知をさせていただきました。8月1日のほうから電話による予約を受付しまして8月6日からは測定を開始という形で、早速取り組ませていただいております。8月の受付件数なんですけれども、6件ほど申し込みがありまして、測定を行ってまいりました。以上です。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） いろいろ空調だとかスペースだとか人の配置の問題だとかいろいろあるんだとは確かに思います。それで、今報告にもありましたように、8月の測定件数が6件と、これが多いのか、少ないのかということもいろいろあるかとは思いますが、やっぱりせっかく松島町として2台測定器の配備ができたということなのに、やっぱり町外の配備ということになると、いろいろと心配なさっている若いお母さん方もたくさんいらっしゃるわけですから、そういう方々の不安に応えられるようなやっぱり対策というものを、本来考えられるべきではなかったのかなど。多少お金はかかっても、空調さえやれば、置く場所は私はあったのではないかというふうな気もしますし、今一生懸命臨時雇用で人を雇わなくちゃいけないというようなこともあるわけですから、そういう意味でも可能性は町内に置いても十分にやれたのではないかと、そのほうがまた私は利用するサイドとしてもよかったのではないかというふうに思うんですが、あに図らんや町外のほうに持っていったと。余りにも行政側の都合で物事を考え過ぎているんじゃないかというふうな私は気がしてならないんですよ。そういう点では、毎回言うんですけども、放射能との問題はもう何十年と続くわけですよ、これから1、2年先の話だけじゃないんですよ。これからずっと続く話です。今だって、原子炉から放射能漏れているんですよ。そういうことを考えたら、いつ爆発するかもわからないんですよ、本当のことを言えばね。誰も炉心の中を見た人はいないわけですよ。そういう意味で言えば、こういうものをせっかく来たものは、大事に松島町として取り扱って、そういう住民の期待に応えるということではなかったかというふうに思うんですが、その辺、非常に私は安易だなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 測定場所が、確かに利府町にはなるわけですけども、皆様方からのお話を受け、そしてその品物をお預かりするのは町内ということでございますので、そのこと

ころは、例えば大きな、もっと大がかりな調査をするにしても、東北大に頼むとなれば町外で試験するということはあるわけでございますので、試験する場所を、確かに感情的には、心理的には何か抵抗は若干あるかもしれませんが、測定する行為、それから測定する精度、それがまず問題かというふうに思っておりますし、また品物をお受けする場所、ご説明を求められる場所が、そして説明できる場所が町内であるということで、これはご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） なかなかご理解といわれても、私はこの問題で理解するわけにはいかないと思っておりますよ、本当のことを言ってね。これは予算全体で反対するなどという話ではないとは思っていますけれども、ただ、この問題はやっぱりこれから先ずっと見据えてやらなくちゃいけない課題ですから、こういうことで今後とも対応するという姿勢であれば、私は町民の健康を最終的に守れないということになってくるのではないかとこのように思うんですよ。ですから、何度も何度もこうやってお話しさせていただくわけですが、町外であっても、農協の窓口で受け付けて、それで持って行って報告もちゃんとするんだからいいんだと、こういうことなんでしょうけれども、やっぱり町民のサイドからすると、町内にあって行きやすさがあるかどうかというのもあると思うんですよ。農家の皆さんはJAの窓口には行き慣れているでしょうけれども、そうでない方は決して行きやすい場所だとは必ずしも言えないんですよ。そういう意味でも、やっぱり町が責任を持って窓口をつくっていくという姿勢も、私は必要だったのではないかと、こういうふうに思います。そのほうが皆さんが安心して来られるということなのではないかと、そういう意味で、この農協ということに絞ってしまったということについては、非常に残念だなというふうに思います。6月に一般質問をしたときには、何か私も東部と言われたので、あのときは言わなかったのかな、その後聞きにいったときに東部と言われたのかな、東部というので、第四小学校のほうにでも置くのかなと、そんなふうに思ったんですが、残念ながら町外だということで、非常に残念だなというふうに思っております。

それから、次、かさ上げの補助金ですね、40件分ほど予算計上、4,000万円をするということで、限度額100万円でおやりになると、こういうことなわけですが、これは浸水地域も含めて、雨水による浸水が懸念される地域も含めて対象地域をとっていただいたんだということで、よかったなというふうに思っております。それと同時に、これはかさ上げ分50センチということで、よくわからないんです私、この50センチというのが。いわゆる、例え

ば磯崎長田で平均50センチ下がったとしますよね。その地面から50センチ上げて、浸水する可能性はあるわけですよね。そこのところ、50センチを超えればいいということなんだけれど、何かかさ上げた分というのは、もう少しそういう場所だとかさ上げずっとしなくちゃいけないと思うし、経費的にこれは100万円ですよね、最高で。土地の面積も含めていろいろあると思うんですが、私はどのぐらい金がかかるのかわかりませんが、通常の宅地であればそういうかさ上げに十分充当できるものなのかどうか、その辺ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） ケース的には、もうさまざまな状況が考えられまして、一概に言えないところはあるんですけども、前回の説明の中でも触れさせていただきましたけれども、今回松島海岸沿いのエリアは、平均すると50センチ下がっていると。当初高さをどの程度に設定したらいいかというのは、正直随分役場内でも議論したんですけども、下がった分見合いの部分を最低基準にしようというところで、とりあえず50センチということに決めさせていただいたということです。

それで、50センチにつきましては、現況の地盤高からのかさ上げ分というのが1つの基準、目安です。それには土を盛る方法もありますし、あとコンクリート基礎を、通常建築基準法だと30センチ以上ということが言われていますけれども、それをさらに50センチ以上にするといった部分についての費用の一部助成という考え方です。実際、宅地盛り土をする、あと基礎も全体的にかさ上げする、もちろん100万円では済まない話なので、数百万円から場合によってはもうちょっとかかるケースも想定されますけれども、その一部助成、なるだけでも支援を一部でもできればということでの制度ということでございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 補助制度をつくったという点では、私はよかったなとは思っているんですよ。ただ、何かこの高さも含めて、どういう計算がよかったのかなという気がするんですよ。平均下がったのが50センチで、そうすると、もう50センチ上げると大変な額ですよ、もう全然ね。さらに50センチぐらい上げないと足りない、大体そういう話になるのかなという気がするんだが、その辺もう少し何とかならなかったのかなというふうな気がするのね、実際上は。こう言ってもしょうがないんだろうけれども、100万円ということを決めた、財政上もこれが限度だということなのかどうか、もう少し出せなかったのかも含めて、もう1回……。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） この制度については、議会からのご指摘もありまして、我々も問題意識としてそういうふうには持っておりましたので、ぜひとも制度化したいということで制度化したのが今回の制度でございます。しからば、どのぐらいの高さで、どのぐらいの金額が妥当なのかということですが、理想的なことを言えば、下がった分だけではなくて、もう全体で1メートル、2メートル全体かさ上げするという話が望ましいのしょうけれども、やはり財政的な総枠の金額とかもございまして、そういう枠の中で、できるだけ多くの方々に使っていただくという趣旨からして、この金額、この高さにならざるを得なかったんだということでご理解いただければというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） できれば、これもいろいろあるとは思いますが、考え方ね。上げた高さに応じて少し考えるということもあったのかなということもあるでしょうし、その辺は町のほうでこういう選択をしたということなんだと思うんですが、その他、これとの関係で、いわゆる宅地の盤ですね、そういうものがこの地震によってやられているというケースもありますよと、そういった箇所についてはどうなんだというお話もさせていただいたことがあるんですが、そういったケースについては今後何か考えておられるのかどうか、その辺お願いします。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長（亀井 純君） 地震による宅地破壊箇所への補助ということだと思んですが、今回、先ほどうちの対策監からも申し上げましたように、今後の浸水被害が考えられる箇所について制度化したということでございます。個人資産形成に係る事業への手当ということになると思んですが、宅地破壊箇所ですね、かなり難しい部分もございまして。近隣市町でも余り類例といったところがないということにして、特に国では、この個人資産形成に係る部分への補助というのは余り考えていないということでございますので、近隣市町の動向を見ながら、検討は今後もしていきたいというふうに考えています。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） では、次、民生費のところでの災害廃棄物の関係で、酒田市の広域処理の関係の予算が出ているんですが、震災直後、宮城県の広域処理といいますか、この東部ブロックの処理の関係の事業の進みぐあいが非常に遅いと、こういうことで、松島町と利府町は単独でごみ処理を行うと、こういうことにしたわけですが、全体としてこのごみ処

理、いつごろまで松島町まず終わるのかということと、それから単独処理の経費と、東部ブロックに入ってやったケースと、大分進んできていますので、経費上どういう関係に今なっているのか、どちらが高かったのか安かったのかという見通しも含めて、あれば教えていただきたいと思います。

議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 災害廃棄物の処理でございますが、大体は終わりがかけてはおりますが、7月8月と損壊家屋の解体業務を受け付けております。その解体が9月から始まりますので、その量によっては決まりますが、町といたしましては年度内、3月までに終了させたいということで、解体業務につきましては12月までを終了、その後に処理で3カ月で3月末という形で見えております。

あと、処理費用、単独と県に委託した場合の費用でございますが、私の試算では単独でやったほうが処理費用は安く済むと。あと、広域処理の場合になれば、プラント建設その他もろもろの経費もかかってまいりますので、それらを踏まえますと単独処理でスピーディーにやれたし、処理費用的にも、あと町の試算では大分安くなっております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） そうすると、単独でやったのが正解だったと、こういうことかなと思いますが、そこで、その処理されているリサイクルするいわゆる木材等々の関係ですとか、コンクリート片とか、そういうもののリサイクルというのはどんなふうに進められているんでしょうか。

議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） コンクリートとかブロックの殻につきましては、あと再生処理いたしまして、建築資材としてまた再生利用しております。あと、木材につきましては、チップ化しまして、バイオ燃料の原料等に利用しております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） これは、どこか業者さんに全部任せて引き受けてもらってやっているということなのかどうか。この間もちょっと議運でお話ししたんですが、コンクリート片などは塩竈などでは地盤の下がったところのかさ上げにどんどん使ってくださいというような話もされているよということも私も聞いているものですから、本町ではそういう考え方はもっていないのかどうか。量の問題も当然あるかとは思いますが、今かさ上げということも出てまいりましたですね。そういったものをリサイクルして、必要な方々にはそういうも

のも提供できるのかなというような気もするんですが、そういう考え方はどうなのかということをお聞きします。

議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 処理につきましては、あと木材につきましては利府町内で行っておりますし、コンクリートにつきましても大和町のほうで処理を行ってございます。

あと、町民への配布とかという話でございましたが、当初の段階で路盤材として使用したいというような希望もございませんでしたので、町では検討してございませんでした。

あと、ちなみに今、再生資機材が大変不足しておりますので、その辺も兼ね合わせまして、今業者のほうで処理しております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。（「いいです」の声あり）終わり。ほかに質疑を受けます。
10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） それでは、何点か質問させていただきます。

まず、高城のコミュニティセンター、その前に、1項6目財産管理、庁舎建設基金積立金、今回5,000万円計上されております。以前にもこの基金ずっとありまして、たしか前は年間500万円ぐらい要るのではないかなというようなことで、今決算書にもこの基金が載っておりまして、2,641万4,000円が今積み立てされているということですね。今回5,000万円を積み立てするということで、今度の11日にも全協でこの庁舎のことを説明をされるということでありまして。そういうことも含めて、急いで今回5,000万円、急に金を出せといっても無理でございますので、そのことを含めての今回5,000万円かなと思います。何年後かに新しい庁舎が完成する予定かもしれませんが、その場合、今後の目標額、今回、この次の議会もまた、年に1回5,000万円ずつ積むのか、この目標金額ですね、ざらっと今度は仮庁舎という話なので、あと何年後かにつくるので、全くわからないと思うんですけど、どのぐらいを目算に考えているのか、そしてまた年になんぼぐらいずつ積立基金をやっていくのか、その辺考え方があったら教えてください。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） この5,000万円は、本庁舎を建てる時ということで、大体5億以上は必要なのかなと、一般財源。ですから、全体的には25億円前後が本庁舎はかかると見込んでおります。そのための財源ということで、来年の仮庁舎はこれとは別個に、補償とかいろいろなことがありますので、そちらのほう、これはあくまでも本庁舎ということで、25億円

前後のお金で、その中の5億円が一般財源で必要だということで考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということになると、年に5,000万円ずつと、一応なりますとね、あと10年かかると、10年後には一応そういう新しい庁舎が目標であると、目標ですからね、このように理解しています。

それから、これは新庁舎に25億円というふうなことになりまして、利府が新しく何年か前になりましたんですけれど、あれは大体どのぐらいなんですか。あんなに大きなのは要らないと思うんですけれど。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 利府でたしか、前調べましたけれど、きょう資料を持ってきておりませんけれども、30億円以上はかかっております。あと、富谷とか大和町もありますけれども、大体やっぱり30億円以上かなとは思いますが。ただ、松島町では、あの程度の大きさは必要ないので、思ってもやっぱり25億円前後はかかると、今試算です。計算すればまた5年後、10年後に、あのとき25億と言ったのではないかと言われると、非常に困りますけれども、今時点でやった場合ということです。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） それから、9ページ、高城コミュニティセンター、先ほど尾口議員もおっしゃいましたんですけれども、前にこの用地、高城コミュニティセンターについては、区の人たちにも説明会を開いたというような、議員さんたちも呼ばれて、その中に入ったというようなことでもあります。私たちはどういう話の中推移したのか、どういう質問が出たのか、私はわかりませんが、その中で、今回、以前ここの高城の公会堂のやつを出した、それをベースに近いものが検討されるのが全く別に、恐らく全く別に、今度800万円だか予算計上されていますけれども、設計、そんなにならないかな、そういうことで、どのようなコミュニティセンターですね、考えてられるのか、ちょっと示してください。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 経過としては、今まで全員協議会でも話しましたがけれども、そことあつたぶる面もありますけれども、経過としては、まず区会でいいよということになって、そのつもりで進めたというのが第1段です。その後には区の方、あと行政連絡員、そのあと高城の地域の方々の町の議員さんも踏まえて、いろいろ話し合いを持ちました。多分全協でも言いましたけれども、あそこに建てかえすると、あと高床式にすると、あと別なところは、水

道事業所、旧松島病院、あと J A 仙台松島支店の向かいといういろいろな候補地がありまして、地域の方々は、行政連絡員の方々も含めて、全員の方が水道事業所、旧水道事業所プラス前の品川薬局さん、水道事業所だけではだめだよと、品川薬局さんだけ含めると、ここで用地交渉してよければと、それが第 1 候補でした。もし、そこで協力いただけないのであれば、次に旧松島病院ということで、品川薬局さんのほうに内々に話して、いいよということになって、あそこに建てると。では、建物はどういう形になるかということ、最初皆さんにお示した図面ありましたよね、旧松島病院。あの形でという考えはありましたけれども、実際あそのスペースとかいろいろ敷地を考えるともったいないということで、総 2 階建てと
うか 2 階建てにしたほうがいいのではないかと。単価は下げますけれどね、総 2 階建てということで、今回 800 万円は改めて、地盤も上げますけれども、基礎高も上げますけれども、改めて設計し直すという方向で進みたいと思っています。

○議長（櫻井公一君） 10 番色川晴夫議員。

○10 番（色川晴夫君） 今 2 階建てだと、新しく設計 800 万円と、やっぱり、今すごく雨水対策、川の氾濫が非常に怖いという皆さんの一致した気持ちであります。今回の震災で、高城地区の避難場所は役場が本当に多かったんですね。今度役場がここがなくなるというふうになりますと、高城の町、今度の避難場所というのは、今現在勤労青少年ホーム、そこが 2 階建てで、公の施設の中ではそこだけだということになります。今度は A コープさんのほうで建物をつくるというような計画が示されておりますけれども、そこも含めた、では今度は公の施設で高城の町のところはなくなるわけですよ。今度はこの公民館、高城のコミュニティができるわけでありまして、やっぱりその辺の収容能力も含めて、2 階建てと言いましたけれども、一斉にわあっと来たら、あそこ 2 階建てで足りるかなと、このようなことも含めて、3 階建て含めてカウントできればいいのではないかなと。1 階は高床式にする、確かに。でも、3 階建て含め、でなければ屋上に避難できる、最悪、屋上までも避難できる、そのようなことも含めて検討すべきではないかなと、私個人的には思っているんですけどね。そのようなことはどうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに、集会施設は高城地域は人口の割にあるかと言われれば、言われるとおりに思います。そして、2 階建て、1 階よりも 2 階建て、2 階よりも 3 階建て、4 階建てと、確かにありますけれども、今のところ北側には民家もありますから、結構、面を落としたんですけれども、こちらの旧というか、現在の高城集会所と同じ幅のもので、

結構窮屈なんですね。窮屈ということは、前にやっても後ろそんなにすき間がないということで、3階建てになると後ろの民家に影響するということがありますので、今のところは2階建てが精一杯かなということで進めてまいりたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） いろいろご検討なさって、2階建てということになったんでしょうけれど、今回そういうことにはならないとは思いますが、今回の大震災、津波を見ると、屋上に上って助かったというのが随分あるんですよ、そういう事例が。志津川の合同庁舎もそう。でも、ばあつとあそこかぶったんだけど、志津川の町長、ぐつとしがみついてあそこ助かったと、ほかの人は流された人もいますけれども、そういうことはならないと思いますけれども、そのようなやっぱり避難と、そういう屋上も必要ではないのかなと思って、私は言ったわけなので、よりいいものを設計していただければと思います。

それから、再生可能エネルギーなんですけれども、今回保健福祉センターと松島中学校、2カ所6,500万円ずつ出るわけですね。これの発電設備が20キロ、それから蓄電池、こうなっているわけでありまして。この20キロというのは、保健福祉センターが契約しているこのメーター、キロワット、これと合致するかどうか。ちょっと20キロというのは、あそこで間に合うのかと、保健福祉センター。それから松島中学校が20キロで今契約しても、それと合致するか、その辺ちょっとわからないもので、どうなんでしょうか。

議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 現在の契約数量は、ちょっと把握してございませんですが、今後まだ町で整備する、今回整備する計画といたしましては、照明用といたしまして、今実施設計は組んでいますけれども、計画段階で申し上げますと、職員室、あと中学校の場合ですと放送室、あと避難者用の教室を10個程度、あと情報を得るためのテレビ、あと情報または処理するためのパソコン5台、あとプリンター1台、あと複合機をファクス兼用のやつを1台、あと冷蔵庫、あと冷暖房器を25台程度で、計画してございまして、それで日中の10時から12時間は持つのではないかと。あと、夜間につきましても、照明用といたしまして、あと職員室、放送室、あと教室、あとテレビとノートパソコン2台、あと複合機、あと冷暖房器というような形で計上しておりまして、今見ている段階では、大分それで費用的にも電気料金はかなり抑えられるのかなというふうに見ております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） これは、緊急避難的になるわけで、1日か2日、3日ぐらいまで対応で

できれば、あとは電気も復旧してくるから、そういうことを含めてのこんな感じなのかなとは思いますが、学校関係はいいかもしれませんが、やっぱり保健福祉センターは、いろいろな意味で、あそこはいろいろな人が避難してくると思うんですよ。そうすると、相当数の人数が入ると思うんですね。そういうことを含めて、これでいいのかなと思ったんですね。

それから、その隣ですね、老健施設、そこもやっぱり一緒なんですよ。全部ばたんと電気落ちますからね。その辺の対応もどうなのかなと。保健福祉センターだけで、あとは老健施設は何もなくていいのかと、こうなるとそれもおかしくなるのではないかなと。運営は違うのでやるんですけれども、施設は松島町に建てたわけですから。そういうことを含めて、あっちもやっぱり対応していかないとまずいことになるのではないかなと思いつつ質問です。

議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 保健福祉センターも同様に、保健福祉センターの避難の部分に関しては、充分確保できるのかなというふうに見ております。

ただ、あと向かいの特別養護老人ホームになりますが、そちらにつきましても自家発電装置はあります。そして、町のほうでも今回発電機を大分購入しておりますから、その中であと最低的な機器類の対応はしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） はい、わかりました。

それから、ポリオなんですけれども、今回生ワクチンからポリオは、生ワクチンというのは口から飲むやつだね、今まで、口径というんですか。今度は注射をうつということなんですけれども、これは半年の予算ですね、来年の3月31日までだと。それで、接種は3回、そして追加が1回と、こうなるわけで、普通は4回だというふうになるわけでありましてけれども、これを見ると、事業費③3回の接種対象者と、こうなっています。それで掛ける70%と、こうなっております。この70%というのは、その対象者の70%という意味だと思うんですけれども、受けなかった人、ポリオとか、これは任意的なものなのか、それからこれは強制を含むものなのか、これはどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今回制度的に変わるということで、大きく変わるのが接種の仕方、3つほど変わります。1つは、今お話があったとおり、前まで受け方は春と秋の集団で生ワクチンということをやっていたんですけれども、今度は今おっしゃるとおり、ワクチン

を口から飲むやつではなく、皮膚から注射をしましてということになる。それから、今言ったとおり、接種回数が前までは生ワクチンの場合は2回であったんですけど、不活化については4回。ですけれど、途中から始まる人によっては、それぞれの人の今まで受けた生ワクチンの状況によって回数は違いますけれど、基本的には4回というような接種回数になります。

今回の補正予算につきましては、今おっしゃるとおり、あれはそのパーセントについては接種率ということで、100%受けていただくように、こちらのほうでは広報並びにそれからご本人のほうの保護者のほうにも通知はしておりますけれど、予算計上はこういう感じで接種率になるんじゃないかという計上していますけれど、引き続き来年度においても、これらの予算はこういう形でとることになりますので、あと、今言っていた受けない方にも、それは当然勧奨する予定でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そうですね。やっぱり子供、今日本には小児まひ、そういう事例がなくなったと、ポリオの、これはポリオというのはうつるらしいですからね、口から入って排出された、それから人に伝染するというようなことも言われておりますので、やっぱりこれは非常に恐ろしい。でも、日本にはこの発症がなくなったと、2000年が最後だというようなことがありますので、今課長が言ったことを質問するかなと思ったんですけど、来年以降はどうするのかと、今回だけ半年分だけ上げて、来年どうするのかと聞こうと思ったら、来年度以降もやるというようなことなので、やはり100%近く子供たちの接種をお願いできればなと思っております。

それと、「色川議員、質問次に入りますか」の声あり）ちょっと待ってください。（「今の質問、関連しますか」の声あり）ないです、これでいいです。（「質問はいいんですけども」の声あり）終わります。いいです。

○議長（櫻井公一君） では、他に質疑ございますか。では、片山正弘議員の質疑は休憩後にしたいと思いますのですが、よろしいですか。

ここで休憩をとります。再開を2時30分といたします。

午後2時15分 休 憩

午後2時30分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。（「議長、済みません」の声あり）はい、色川議

員。

○10番（色川晴夫君） ちょっと1つ残したので、いいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井公一君） では、片山議員の許可を得て、色川議員どうぞ。

○10番（色川晴夫君） それでは、西行戻しの松の、今度ありますけれども、公園整備の中で、図が示されまして、下に避難道路、歩道をつくって、そして避難場所の中に、下に備蓄倉庫、そういうものを計画されている。私たち、この間もそれを示されまして、このことを質問いたしました。これですね、皆さんこれです。その中に備蓄倉庫があって、ここに備蓄倉庫をつくる、誰もあそこのところ、ほとんど車で上がる人が多い。そうすると、今は上がれないようになっているからですけれども、歩いてしか行けないものですから、あそこに備蓄倉庫はいかがなものかと。だったらグリーンハットのところに、グリーンハットのところ、常に人がいるところ、そういうところに備蓄倉庫を備えたほうがいいのではないかというご提案を申し上げたんですけれど、きょうの資料を見ると、そのまま載っているわけですよ。そういう中で、この辺の答えもいただけない、検討はするというお答えだったんですけれど、その辺どうなっているんでしょうか。どういう検討をなさいましたか。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 資料としてつけさせていただいた図面なんですけれども、これは復興庁から、とりあえず当町はパノラマハウスが避難場所として認められたと、その関係で、公園もぜひ避難宿として追加で認めていただきたいといった際に、説明に使った資料をとりあえず今回つけさせていただきました。基本的には、この中に含まれているメニューについては、実現に向けた設計をこれからやっていくわけですが、設計がこれからなんですよ、それで、ただ今議員からいろいろご提案いただいた内容については、十分に設計の中で反映できるように検討してまいりたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ぜひそのように設計の場所、備蓄倉庫の場所は、やはり防災上もました、カメラも用意して、あそこ、やっぱり万が一のことがあると大変なことになるので、カメラもちゃんと証拠が残るように、防災設備をちゃんとしていったほうがいいのではないかな。

それから、申しわけないです、再生エネルギーについて、蓄電池、電気は何かためられないというけれども、この蓄電池は別だと。そういうことで、この蓄電池、どのぐらいもつんでしょうかね、ためたら、電気は。それで、どのぐらい、何時間か、何日か対応できるのか言って

ください。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 蓄電池につきましても、当然あと日中の天候にはよりますけれども、それの中で発電時間も決まってくるというふうになります。それにあわせて、当然あと使用電力量、それも加味されますので、うちのほうとしてはあと避難所としてその日1日分、24時間ある程度確保できれば、あと次の日も新たなエネルギーが導入されるというふうに見ておりますので、1日の避難所の中での最低限の電源を確保できる分は可能かと思えます。

○議長（櫻井公一君） それでは、次に片山正弘議員の質疑を受けます。

○14番（片山正弘君） 私は、1点だけ確認のためにちょっとお知らせください。

ページの1ページです。歳入です。歳入の1款の町税であります。今回これが本年度の償却資産の総務大臣からの配分の確定によるものであるというふうにして2,757万4,000円歳入になっておりますが、これの算定基準はどのような状態が入ってきたのかお知らせください。

○議長（櫻井公一君） 舘山財務課長。

○財務課長（舘山 滋君） 大臣配分制度というのは、鉄道、電力など複数の自治体にまたがる所在する固定資産、それに関して原則的には申告制度なんですけれども、その申告というのは町ではなくて総務大臣のほうにやるんです。それで、総務大臣のほうで決定をしまして、町のほうに通知をよこすという制度になっているもので、具体的に何がどう変わったかということは、そこまで来ていないものですから、申しわけないですけどそこまではわかりません。済みません。

○議長（櫻井公一君） 片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） わかりました。そうすると、町が償却資産がどれぐらいあったからと申請したことに対しての配分ではないということで理解してよろしいんですか。しからば、松島町がこの震災等を絡みまして、町民税、すなわち全体の税金ですけど、その中でのこの震災等によって減免されたものというのはどれくらいあるんですか。

○議長（櫻井公一君） それは23年度決算ですか、それとも24年度の今の考えですか。（議員の発言あり）24年度の考え、この時点の考え。（議員の声あり）決算は決算でやりますから。では、ちょっと。

○財務課長（舘山 滋君） 済みません、今手元に資料がないもので、ちょっと時間を貸してほしいと思います。

○議長（櫻井公一君） 片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） では、そこはわかりましたらお願いしたいと思います。例えば、東日本大震災に伴う町の町県民税、または法人等についての減免ですね、この件について、松島町としては指定範囲はなかったのでしょうか。法人としての被災を受けた件数というのはどれくらいあると算定していますか。

○議長（櫻井公一君） 23年度にかかわるものであれば23年度決算でやりますし、24年度にかかわるものであれば、今資料がちょっとないということでありますので、あわせて24年度資料についても答弁一応してください。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 済みません、財務課長のほうで、今回の補正予算は固定資産税の町税の中の固定資産税の、その中の政府配分、総務大臣配分のほうだけなので、片山議員が質問された資料は全部今持っていないんですけれども、時間をいただければ出るかどうか、それも含めて確認が必要なんですけれども。

○議長（櫻井公一君） 片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） わかりました。私どうしてそれを聞いたかという、24年度で歳入が見込まれて、23年度の決算等によって24年度の今税金を収入になってきているわけですよね、この町税というのは。ですから、その段階で松島町が東日本大震災等に伴う法人等による減免措置を受けた件数はどれくらいこれに入っているんですかと私聞いているわけです、ことしの町民税でね。それで、ちょっとお待ちください、ですから、ちょっとその辺はわからないかもしれませんが、後で資料でも結構なんですけれど、それがどれくらい完備されたことしのこの今の町民税なのかということ聞いています。

それから、これに対して、指定範囲、松島町は震災等に対して固定資産税、都市計画税の課税免除等についての松島町は震災地域に対しての指定はどうしてしなかったのか、それをお聞きします。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） あと、詳細については財務課長が説明しますが、ここの3ページの1款町税、固定資産税、町税関係ですと今の町税ですよね。ただ、ここの分は、償却資産分というのは総務大臣からN T TとかJ Rとか線路とかありますよね、その分の配分がやります。ただ、今回はプラスアルファふえたので2,700万円増になったということなんです。それと関連なんですかね。法人税とかというのはここには出てこないんですけれども、そこのところちょっと、どう関連するのかだけ教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 先ほど私が言ったとおり、償却資産というのは、もしかしたらそこまで私入っているのではないかなということで聞いたわけでありまして、それは入っていないということで聞いたんですが、松島町の今の全体の町税の補正額が今回は2,757万4,000円あったけれど、以前の、今回のやつね、今回歳入で入っていますよね。町税に入っていますよね、ここに。配分されて2,757万4,000円ですか、補正額が入っているわけですね、今回の予算では、補正予算で。

○議長（櫻井公一君） 議長を通してやってください。それでは答弁させます。2,757万4,000円について、再答弁をお願いします。

○14番（片山正弘君） いや、いいです、そこは要らないです、もうわかりましたから。だから、私そこについて、関連する可能性があるかどうかということで私が今聞いたわけで、それから広がって行って、町民税等についての状況はどうなっているんですかという関連として聞いたわけでありまして。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 関連がないものと思ひまして、資料は財務課長は持参しておりません。

○議長（櫻井公一君） 片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） では、それは資料等が来ましたら、改めて聞かせていただきます。そのときに、その内容等について、先ほど言いました法人等についての減免措置がどれくらい件数も入っていたのかについても、それも関連して質問としてお願いします。

○議長（櫻井公一君） 片山議員、関連がないというふうに答弁されていますので、関連はございません。いいですか。片山正弘議員、関連性がないということでございますので、よろしいですか。はい、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 私たち執行部としては、これに関連するものも、思ひて資料は持ってきています、財務課長も。ただ、今片山議員が言われた質問は、関連がないものと思ひまして、資料は持ってきておりませんので、今現在も関連とは認識できないんですけれども。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 申しわけないですけれども、今のやり取りの中で質問があった法人税じゃなくて、多分法人住民税なのかなと思うんですけれども、これに関しては条例上減免の条例をつくっていませんので、減免はしていません。

それから、固定資産税の課税免除なんですけれども、松島町では国が定める基準に合ひませ

るので、申請はしていません。ですから、その件に関しましては、個別の状況によって減耗分ですか、若干下げて、その辺で見てことしの課税はしております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） はい、わかりました。あとこれは決算の中でも聞いていきたいと思えます。

それから、先ほど言った資料等がもし提出していただけるものであればお願いして終わります。

○議長（櫻井公一君） 17番阿部副議長。

○17番（阿部幸夫君） 1点だけお尋ねいたします。16ページですね。減額補正なんですけれど、これ町と三者協議しましてこのような形になって、主体性を鶴田川に置いたと。三者協議の内容、どのような形で鶴田川改良区のほうに主体性が移ったのか、その辺をお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 土手外の揚水機場、あと幡谷の排水機場、それから品井沼排水機場、これはうちのへほうで一度入札を行った結果、入札参加者がいないと、全員辞退という形で、一応それをもちまして改良区、施設については改良区の施設ということで、事業主体を今回の震災に伴って、事業主体を松島町でということ、何件か松島町で引き受けているわけですね。その中の1つということで、県とも一応協議しまして、そして改良区ともあわせて一応協議しまして、改良区で一応やると、やりたいということで、そういう申し入れがありましたので、事業主体を変更して改良区さんに全部といいますか、一括全部歳入から全て発注まで全ての権限が改良区さんに行きますけれども、改良区さんは改良区さんで一応何件か、20数件は一応自分のほうで申請してやっているということで、技術者もいるということで、これまでもやっておりますので大丈夫だという話ですので、こういった形で工事費は減額させていただいたという形でございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他にございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第64号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第64号平成24年度松島町一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第65号 平成24年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第65号平成24年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第65号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第65号平成24年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第66号 平成24年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第66号平成24年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第66号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第66号平成24年度松島町後期高齢者医療特

別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第67号 平成24年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第67号平成24年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第67号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第67号平成24年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第68号 平成24年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第68号平成24年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第68号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第68号平成24年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第69号 平成24年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第69号平成24年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第69号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第69号平成24年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第70号 平成24年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第70号平成24年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第70号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第70号平成24年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第71号 平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第71号平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございますせんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第71号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第71号平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第72号 平成24年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第72号平成24年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第72号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第72号平成24年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第82号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（櫻井公一君） 日程第15、議案第82号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。朗読、説明、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第82号

松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成24年9月10日提出

松島町長 大橋 健 男

記

住 所

氏 名 平 秀毅

生年月日

以上です。

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第82号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員の西村 真氏が平成24年9月30日をもって任期満了となりますので、新たに平 秀毅氏を教育委員会委員に任命することについて、ご同意を賜りたくご提案を申し上げます。

平 秀毅氏は、資料に記載したとおりであります。昭和19年7月26日生まれで、昭和38年3月に宮城県古川高等学校を卒業され、昭和38年10月に宮城県職員として古川農林事務所に勤務されました。平成9年4月に商工労働部商工労働総務課長を初めとして、平成12年4月に総務部次長、平成14年4月に議会事務局長を歴任され、平成16年3月に宮城県を定年退職されております。

平成16年4月には宮城県住宅供給公社理事長、平成18年4月には宮城県町村会理事事務局長を歴任され、平成22年3月に同事務局長を退職なされております。

教育に関する熱意を持ち、社会的見識を持った人格高潔な方であり、教育委員会委員として適任者と考えております。

何とぞ満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わ

ります。

本件につきましては、人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。
ご異議ございません

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

これより議案第82号の採決を行います。採決の方法については、無記名投票で行いたいと思
います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は「賛成」、否の場合は「反対」と記入願います。

なお、白票につきましては、会議規則の規定により否といたします。

それでは、投票の準備をさせます。

準備ができました。議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（櫻井公一君） ただいまの出席議員は私を除いて16名です。

立会人を指名します。会議規則の規定により、2番佐藤皓一議員、3番高橋辰郎議員を指名
します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫻井公一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れな
しと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○議長（櫻井公一君） 異状なしと認めます。

投票に入ります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

〔事務局長の読み上げにより順次投票〕

○議長（櫻井公一君） 投票が終わりました。投票漏れございませんか。（「なし」の声あり）投
票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。2番佐藤皓一議員、3番高橋辰郎議員、開票立ち会いをお願いし
ます。開票してください。

○町長（大橋健男君） 議案第83号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員の渡邊衛夫氏が平成24年9月30日をもって任期満了となりますので、新たに早川成美氏を教育委員会委員に任命することについて、ご同意を賜りたくご提案を申し上げます。

早川成美氏は、資料に記載したとおりであります。昭和23年12月3日生まれで、昭和46年3月に宮城教育大学教育学部を卒業され、昭和46年4月に松島町立松島中学校教諭を初めとして、県内の中学校教諭を歴任され、平成6年4月に宮城県教育委員会指導主事、平成9年4月に大和町立吉田中学校教頭、平成13年4月に利府町立しらかし台中学校校長に就任、平成15年4月に富谷町立東向陽台中学校校長、平成18年4月に松島町立松島中学校校長を歴任し、平成21年3月に定年退職されております。

平成21年4月には宮城県環境生活部共同参画社会推進課青少年専門員を3年間務められております。

教育に関する深い見識を持った人格高潔な方であり、教育委員会委員として適任者と考えております。

何とぞ満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ございません

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

これより議案第83号の採決を行います。採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は「賛成」、否の場合は「反対」と記入願います。

なお、白票につきましては、会議規則の規定により否といたします。

ただいまの出席議員は16名であります。

立会人を指名します。会議規則の規定により、4番伊賀光男議員、6番高橋利典議員を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫻井公一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○議長（櫻井公一君） 異状なしと認めます。

投票に入ります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

〔事務局長の読み上げにより順次投票〕

○議長（櫻井公一君） 投票が終わりました。投票漏れございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。4番伊賀光男議員、6番高橋利典議員、開票立ち会いをお願いします。開票してください。

〔開 票〕

○議長（櫻井公一君） 開票が終わりました。投票の結果を事務局長より報告させます。

○事務局長（櫻井一夫君） それでは報告いたします。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票中「可」とするもの 15票

「否」とするもの 1票

以上です。

○議長（櫻井公一君） 以上のおり賛成多数であります。よって、議案第83号松島町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（櫻井公一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

再開は、9月11日午前10時です。

ご苦労さまでした。

午後3時15分 散会